# 滋賀県の監査２０２４

（令和６年４月１日～令和７年３月３１日）

令和７年４月

滋賀県監査委員事務局

# 滋賀県の監査２０２４　目次


１　監査委員および事務局組織 …… 1
（１）監査委員 …… 1
（２）代表監査委員および職務代理者 …… 1
（３）職務 …… 1
（４）監査委員事務局 …… 3

２　令和６年度監査計画 …… 4

３　監査等の執行状況 …… １２
（１）定例の監査等 …… １２
①財務監査（定期監査） …… １２
②行政監査 …… １３
③財政的援助団体等の監査 …… １３
④例月現金出納検査 …… １４
⑤決算審査（一般会計・特別会計） …… １４
（公営企業会計） …… １４
⑥基金運用状況審査 …… １５
⑦健全化判断比率等の審査 …… １５
⑧内部統制評価報告書審査 …… １５
（２）随時の監査等 …… １６
・住民監査請求 …… １６
（３）監査委員関係の諸会議 …… １６
（４）年間監査等日数 …… １６
（５）知事・副知事との意見交換 …… １６

４　令和６年度の監査等に関する報告等（抄） …… １８
（１）財務監査（定期監査）の結果に関する報告 …… １８
（２）財政的援助団体等の監査の結果に関する報告 …… ３３
（３）滋賀県歳入歳出決算審査意見書（抜粋版） …… ３５
（４）滋賀県公営企業決算審査意見書（抜粋版） …… ４８
（５）滋賀県土地開発基金運用状況審査意見書 …… ６１
（６）健全化判断比率および資金不足比率審査意見書 …… ６２
（７）滋賀県事務適正化（内部統制）評価報告書審査意見書 …… ６４
（８）住民監査請求および監査結果の概要 …… ６５

５　資料
（１）財政的援助団体等の監査実施団体選定指針
（２）外部監査制度について

# １　監査委員および事務局組織

## （１）監査委員

監査委員は、定数４人をもって設置されており、議員のうちから選任される委員は１人、識見を有する者のうちから選任される委員は３人（うち１人は常勤）とされている。（地方自治法(昭22法律第67号。以下「法」という。)第195条、第196条、第202条、滋賀県監査委員条例(昭39条例第10号)）

（令和７年３月31日現在）

| 氏　　名 | 常勤・非常勤の別 | 選出区分 | 任期（在任期間） |
|---|---|---|---|
| 駒 井　千 代 | 非　常　勤 | 議　　会 | 令和６年４月26日～ |
| 奥　　博 | 非　常　勤 | 識　　見 | 平成29年７月29日～令和３年７月28日<br>令和３年７月29日～（再任） |
| 村 尾　愼 哉 | 非　常　勤 | 識　　見 | 令和２年４月25日～令和６年４月24日<br>令和６年４月25日～（再任） |
| 河 瀬　隆 雄 | 常　　勤 | 識　　見 | 令和５年４月２日～ |

（令和６年度中に在任した委員）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 清 水　鉄 次 | 非　常　勤 | 議　　会 | 令和５年５月９日～令和６年４月26日 |

## （２）代表監査委員および職務代理者

令和５年４月12日の監査委員協議において、代表監査委員には河瀬委員が選任されている。職務代理者については、令和２年４月25日からは奥委員が指定（任期満了・再任に伴い令和３年７月29日に再指定、令和５年４月12日再々指定）されている。（法第199条の３）

## （３）職務

監査委員は、法第199条等の定めるところにより、次の監査等を実施している。

### ①　定例の監査等

#### ア　財務監査（定期監査）（法第199条第１項および第４項）

財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、

最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか監査する。

**イ　行政監査（法第199条第２項）**

(ｱ) 対象事務を特定せず実施する行政監査

財務監査（定期監査）の実施に併せ、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか監査する。

(ｲ) 必要に応じてテーマを定めて実施する行政重点監査

県の行う事務の中から、社会経済状況、施策の動向、各種監査の実施結果などを参考にして対象とする重点テーマを定め、事務が適正かつ効率的になされているかについて監査する。

**ウ　財政的援助団体等の監査（法第199条第７項）**

県が財政的な援助を与えている団体や出資団体等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査する。

**エ　例月現金出納検査（法第235条の２第１項）**

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査する。

**オ　決算審査**

**・一般会計および特別会計（法第233条第２項）**

**・公営企業会計（地方公営企業法第30条第２項）**

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査する。

**カ　基金運用状況審査（法第241条第５項）**

基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査する。

**キ　健全化判断比率等の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項および第22条第１項）**

健全化判断比率および資金不足比率ならびにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査する。

**ク　内部統制評価報告書審査（法第150条第５項）**

知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査する。

**②　随時の監査等**

「①定例の監査等」以外の監査等については、その必要性や請求（要求）の内容等

を検討の上、その都度、監査委員の協議により定めることとなっている。

〔例：住民監査請求（法第242条第５項）など〕

## （４）監査委員事務局（令和６年度）

・監査委員の事務を補助する機関として、次のとおり事務局が設置されている。

〔定数15名　現員15名〕（ほか会計年度任用職員１名）

（令和７年３月31日現在）

（１班）
副参事 － 専門幹 － 副主幹 － 主任主事
（財政課併任）
（ほか会計年度任用職員１名）

事務局長－次長

（２班）
参　事 － 副参事 － 主　幹 － 副主幹 － 主　査２名
－ 主任主事２名 － 主　事１名

# ２　令和６年度監査計画

## 第１　趣旨

この計画は、滋賀県監査基準（以下「監査基準」という。）第８条および滋賀県監査実施要綱第２に基づき、令和６年度監査の実施に関し必要な事項を定める。

## 第２　監査等の基本方針

本県の財政状況は、今後更に財政需要が増大することが見込まれ、厳しさを増しており、「滋賀県基本構想」に掲げる「未来へと幸せが続く滋賀」の実現に向け施策を展開していくためには、安定的で持続可能な財政基盤の確立が不可欠である。財政収支を的確に見通し、社会経済情勢の変化や県民のニーズに的確に対応していくことが求められている。

監査委員は、県行政に対するチェック機関としての役割を十分に発揮するため、県民福祉の向上に資する行政サービスが、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか等の観点から引き続き監査を行う。

経済性、効率性、有効性の視点にシフトした監査の充実に向けて、人的、時間的資源を重点的に振り向け、更なる監査の質の向上に繋げることとする。

### １　監査機能の充実

#### (1) 多角的な観点からの監査の実施

ア　財務の執行に関し計数等が正確か、手続が法令等に則り適正かといった正確性、合規性の観点から監査を行う。

イ　事務事業の執行について経済性(Economy)、効率性(Efficiency)、有効性(Effectiveness)のいわゆる「３Ｅ」の視点による多角的な観点からの監査を行う。

ウ　財務監査（定期監査）にあわせ行政監査を行う。

#### (2) 監査能力の向上

監査能力の向上を図るため、全都道府県監査委員協議会連合会や近畿府県監査委員協議会等への出席、他府県等の先進的、効果的な監査手法等の情報収集および事務局職員の各種研修会への派遣を行うとともに、これらで得た知識等を伝達研修・内部研修を通じて組織内で共有することにより全体的な能力の向上につなげる。

また、「３Ｅ」視点による監査を充実するため事例研究、勉強会等を行う。

#### (3) 監査の質の管理

監査等の質を一定水準に保つため、必要な証拠の収集と、監査結果に至る判断の過程とを示す書類の整備に努める。

### (4) 外部監査との連携

外部監査人が実施する外部監査の実施状況にも留意し、双方の有する監査機能の最適化を図る。

## 2　監査結果等の県政への反映

### (1) 監査結果の報告等

監査結果を県政運営に反映させるため、議会および知事等に報告するとともに、検討・改善を要する意見についても提出する。

また、指摘事項や意見については、その趣旨に沿ってより適正で効率的な行政運営に向けた改善措置の実施を強く求める。

### (2) 監査に関する情報の提供

監査結果および意見については、速やかに報道機関に情報提供するとともに、県公報や監査委員事務局のホームページにより県民に分かりやすく提供する。

### (3) 監査のフォローアップ

委員監査および包括外部監査の結果および意見が、予算の編成・執行や事務事業の運営等に的確に反映され、実効性のあるものとなるよう、その後の対応状況等を適宜調査し、フォローアップを行う。

### (4) 監査の実効性の向上

監査結果等を庁議へ報告し、内部統制推進部局や共通事務所管課と監査結果等の共有を図ることにより監査の実効性を高める。

## 3　内部統制に依拠した監査の実施

効率的かつ効果的な監査の実施を図るため、事務に内在するリスクを抽出し、量的・質的重要性が高いと評価したリスクについて、重点的に必要な監査を実施する。

また、内部統制の運用状況の確認を行い、内部統制に不備があった場合には、適時に内部統制推進部局、内部統制評価部局および制度所管課に改善を求め、組織全体における内部統制の充実強化につなげる。

## 4　効率的な監査の推進

効率的な監査の推進に向けて、引き続き監査調書等の資料は、原則、電子媒体により提出を求めるとともに、必要に応じてWeb会議システムを利用した関係人からの説明聴取を実施する。

また、監査の効率化・省力化に向けて、監査対象機関の業務改善にも資するよう監査

調書作成の省力化等の観点で、監査調書の見直しに係る検討を更に進めるとともに、デジタル技術の導入や進展状況を捉えつつ、より効率的、効果的に情報の収集や活用が行えるよう、データの取得、分析、活用手法等について検討する。

## 第３　監査等の実施計画

監査基準第３条に定める監査等を次のとおり実施する。監査等の実施時期は、別記１のとおりとする。

### １　財務監査（定期監査）

#### (1) 対象機関

滋賀県監査実施要綱第２の１(2)に定める本庁および地方機関とする。

#### (2) 対象年度

別記１の前期に監査を実施する機関は、令和５年度とする。ただし、必要に応じて、令和６年度の事務も対象とする。

後期に監査を実施する機関は、令和６年度の事務を主たる対象とするが、令和５年度の監査で対象としていない事務についても対象とする。

#### (3) 監査の方法

あらかじめ監査対象機関等から監査調書等の提出を求め、関係人からの説明聴取および帳簿、書類その他の記録の照合ならびに現地調査等の方法により行う。

監査は、監査委員事務局職員による予備調査の後、監査委員による委員監査を行う。

委員監査は、関係人からの説明聴取を監査委員自らが行う対面監査と予備調査の報告書をもとに行う書面監査のいずれかの方法による。

#### (4) 実施体制

ア　対面監査は、原則として監査委員２人で実施する。ただし、人事課、行政経営推進課、財政課、税政課、会計管理局、警察本部および企業会計を所管する機関にあっては監査委員４人で実施する。

イ　書面監査を行う機関は、別記２のとおりとし、書面監査は、代表監査委員が行う。なお、監査委員が必要と認める場合は、対面監査を行うものとする。

#### (5) 実施場所

原則として、本庁にあっては監査執行室、地方機関にあっては各合同庁舎または当該事務所等において実施する。

#### (6) 実施期日

監査は、別記１の時期に行うものとし、実施期日は、該当月の１か月前までに定めるものとする。

#### (7) 監査結果等の報告および公表

監査結果は、速やかに報告を決定し、議会および知事等に提出するとともに公表する。監査の結果、検討または改善を要する事項があった場合は、監査結果の報告に添えて意見を提出する。監査結果等は、監査対象機関の長およびこれを所管する部局長に通知する。

また、監査結果について、特に措置を講ずる必要があると認める事項があった場合は、知事等に対し、勧告するとともに公表する。

なお、監査結果等の報告および公表の時期は、別記１のとおりとする。

**(8) 監査結果等の措置の公表**

監査結果（指摘事項に限る）および意見等は、該当機関から措置状況について、期限を定めて文書により報告を求める。措置の内容の通知があったときは、当該措置の内容を速やかに公表する。

措置の内容を公表した後、必要に応じて、適時その状況を把握するとともに、翌年以降に実施する監査においても監査調書により回答を求める。

## ２　行政監査

**(1) 対象事務を特定せず定期監査とあわせて実施する行政監査**

監査の対象機関等は、財務監査(定期監査)と同様とする。

**(2) 必要に応じてテーマを定めて実施する行政重点監査**

別に定める。

## ３　財政的援助団体等の監査

**(1) 対象団体**

滋賀県監査実施要綱第２の３(2)ア、イ、ウの各団体から実施団体を 20 団体程度選定する。

**(2) 対象年度**

令和５年度とする。

**(3) 実施の方法および体制**

監査は、監査委員事務局職員による予備調査の後、監査委員による委員監査を行う。

原則として、監査委員２人で対面監査を行う。ただし、団体の事業内容によっては、代表監査委員が書面監査により行うことができる。

**(4) 実施場所**

原則として、当該団体の主たる事務所または監査執行室において実施する。

**(5) 実施期日**

委員監査は、別記１の時期に行うものとし、実施期日は、実施日の１か月前までに定めるものとする。

**(6) 監査結果等の報告および公表**

監査結果は、速やかに報告を決定し、議会および知事等に提出するとともに公表する。監査の結果、検討または改善を要する事項があった場合は、監査結果の報告に添えて意見を提出する。監査結果等は、監査実施団体の長および当該団体を所管する部局長に通知する。

また、監査結果について、特に措置を講ずる必要があると認める事項があった場合は、知事等に対し、勧告するとともに公表する。

なお、報告および公表の時期は、別記１のとおりとする。

**(7) 監査結果等の措置の公表**

監査結果（指摘事項に限る。）および意見等は、該当機関の措置状況について、期限を定めて、監査実施団体を所管する部局長に対し文書により報告を求める。措置の内容の通知があったときは、当該措置の内容を速やかに公表する。

措置の内容を公表した後、必要に応じて、適時その状況を把握するとともに、翌年以降に実施する監査においても監査調書により回答を求める。

**(8) 監査の立会**

必要に応じて所管する県の部局（課、局）の職員の立会を求める。

## ４　例月現金出納検査

**(1) 検査の事務および対象機関**

滋賀県監査実施要綱第２の４(1)に定める事務および機関とする。

**(2) 検査の実施方針等**

関係諸帳簿および証拠書類により現金の出納について計数を照合確認する。また、必要に応じて保管現金等の確認を行う。

**(3) 実施の方法および体制**

代表監査委員が書面により実施する。ただし、特段の事情が認められる月にあっては、監査委員が関係人から直接聴取して行う。

保管現金の確認は、現金の保管機関に対して財務監査（定期監査）の予備調査時に、または必要に応じてあらかじめ通知することなく監査委員事務局職員が実施する。

**(4) 実施期日**

毎月、末日とする。ただし、その日が県の休日に当たるとき、または特別の理由があるときは、この限りでない。

## ５　決算審査

### (1) 審査の対象事務および対象機関

滋賀県監査実施要綱第２の５(1)に定める事務および機関とする。

### (2) 実施の方法および体制

上記１(4)、(5)で行う本庁の財務監査（定期監査）と同様とする。

### (3) 実施期日

財務監査（定期監査）と同日に行う。

### (4) 意見書の提出時期

ア　一般会計および特別会計

令和６年９月中旬

イ　公営企業会計

令和６年９月中旬

## ６　基金運用状況審査

### (1) 審査の対象事務および対象機関

滋賀県監査実施要綱第２の６(1)に定める事務および機関とする。

### (2) 実施の方法および体制

上記１(4)、(5)で行う本庁の財務監査（定期監査）と同様とする。

### (3) 実施期日

財務監査（定期監査）と同日に行う。

### (4) 意見書の提出時期

決算審査（一般会計および特別会計）に準ずる。

## ７　健全化判断比率等の審査

### (1) 審査の対象事務および対象機関

滋賀県監査実施要綱第２の７(1)に定める事務および機関とする。

### (2) 実施の方法および体制

監査委員４人で対面により審査を行う。

### (3) 実施期日

財務監査（定期監査）と同日に行う。

### (4) 意見書の提出時期

令和６年９月中旬

## ８　内部統制評価報告書審査

### (1) 審査の対象

知事が作成した内部統制評価報告書

### (2) 審査の対象となる内部統制の評価範囲

財務に関する事務

### (3) 審査の着眼点

ア　評価が評価手続に沿って適切に実施されたか。

イ　内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切におこなわれているか。

### (4) 審査の実施の方法

ア　滋賀県監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年３月総務省）の「Ⅴ 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、総務部人事課が行った評価の根拠となる資料等の提出を求め、関係職員からの説明聴取および帳簿、書類その他の記録の照合によりを行う。

イ　審査は、監査委員事務局職員による予備調査の後、監査委員による審査を行う。

ウ　その他の監査等の過程で入手した証拠を利用する。

### (5) 審査の実施体制

監査委員４人で審査を行う。

### (6) 審査の実施場所

監査執行室

### (7) 審査の実施時期

令和６年７月から９月までに実施する。

### (8) 意見書の提出時期

令和６年９月

### (9) 知事との意見交換の実施

内部統制評価報告書審査に係る意見の提出に合わせて、内部統制の評価に関して知事との意見交換等を実施する。なお、上記のほか、効果的な内部統制の整備および運用等のため必要と認められる場合には、適宜、知事等との意見交換等を実施する。

### (10) その他

審査の過程で内部統制の不備を把握した場合は、総務部人事課、行政経営推進課および関係する共通事務所管課に早期に不備の改善または是正を求める。

## ９　住民の請求による監査その他の必要な監査等

住民の請求による監査その他の必要な監査等については、その都度定める。

## 第４　補　則

１　この計画に定めるもののほか必要な事項（重要なものを除く。）は、代表監査委員が定める。

２　やむを得ない理由によってこの計画を変更する場合は、代表監査委員がこれを行うことができる。

※別記１、別記２は省略

# ３　監査等の執行状況

## （１）定例の監査等

### ①　財務監査（定期監査）

・財務をはじめとする各種の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼として、監査を実施した。

・監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めていることが認められた。

なお、監査結果の一部において是正または改善すべき事項として、指摘事項２件が認められ、その結果については、県議会議長、知事および関係委員会等に報告するとともに、これを公表した。

併せて、監査結果に委員の意見（８件）を付して公表した。

・監査委員に報告のあった措置の状況についても、令和６年 12 月３日および令和７年３月 25 日にこれを公表した。

・その他、指導事項 37 件、留意事項 161 件について、監査対象機関に別途改善を求めた。

参　考

指摘事項とは：①法律、条例、規則等に違反し、不当性の度合いの高いもの
②著しく妥当性を欠く事実があると認められるもの
③前回指摘した事項で改善の努力を怠っていると認められるものをいう。

指導事項とは：不当性の程度が比較的軽微で、厳重注意を相当とするものをいう。

留意事項とは：上記に掲げる事項以外で特に注意すべきものをいう。

#### ア　令和５年度を対象とするもの

・令和６年５月 29 日から令和６年 10 月 28 日の間、本庁：89、地方機関：44、合計 133 機関について、令和５年度を対象に監査を実施した。

・監査の結果については、令和６年 12 月２日に県議会議長、知事および関係委員会に報告するとともに、これを公表した。

（令和６年 12 月２日公表分）

| 部　局　名 | 実施箇所数 | | 部　局　名 | 実施箇所数 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 本 庁 | 地 方 | | 本 庁 | 地 方 |
| 知事公室 | 3 | | 病院事業庁 | 4 | |
| 総合企画部 | 8 | 3 | 議会事務局 | 1 | |
| 総務部 | 8 | 5 | 教育委員会事務局 | 8 | |
| 文化スポーツ部 | 4 | 2 | 選挙管理委員会事務局 | 1 | |
| 琵琶湖環境部 | 8 | 12 | 人事委員会事務局 | 1 | |
| 健康医療福祉部 | 9 | 6 | 監査委員事務局 | 1 | |
| 子ども若者部 | 4 | | 労働委員会事務局 | 1 | |
| 商工観光労働部 | 7 | 1 | 警察本部 | 1 | |
| 農政水産部 | 6 | 6 | 収用委員会事務局 | 1 | |
| 土木交通部 | 9 | 9 | 内水面漁場管理委員会事務局 | 1 | |
| 会計管理局 | 1 | | 琵琶湖海区漁業調整委員会事務局 | 1 | |
| 企業庁 | 1 | | | | |

**イ　令和６年度を対象とするもの**

・令和６年 12 月 19 日から令和７年２月 17 日の間、地方機関 109 機関について、令和６年度および令和５年度の監査で対象としていない事務について対象とした監査を実施した。

・監査の結果については、令和７年３月 25 日に県議会議長、知事および関係委員会に報告するとともに、これを公表した。

（令和７年３月 25 日報告、公表分　109 機関）

| 部　局　名 | 実施箇所数 | | 部　局　名 | 実施箇所数 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 本 庁 | 地 方 | | 本 庁 | 地 方 |
| 知事公室 | | 1 | 子ども若者部 | | 5 |
| 総務部 | | 1 | 商工観光労働部 | | 5 |
| 文化スポーツ部 | | 1 | 農政水産部 | | 5 |
| 琵琶湖環境部 | | 2 | 教育委員会 | | 68 |
| 健康医療福祉部 | | 9 | 警察本部 | | 12 |

## ②　行政監査

(ｱ) 対象事務を特定せず実施する行政監査

・財務監査（定期監査）の実施に併せて実施した。

(ｲ) 必要に応じてテーマを定めて実施する行政重点監査

・令和６年度は実施していない。

## ③　財政的援助団体等の監査

・令和６年 11 月６日から令和６年 12 月６日の間、財政的援助団体等の 20 団体について、監査を実施した。

・財政的援助を与えているものならびに出資をしているもの、借入金の元金または利子の支払保証をしているものおよび公の施設の管理を行わせているものに対し、補助または出資等に係る事業の執行状況、資金の出納状況または団体の事業活動が適正に行われているかどうかを主眼として実施した。
・監査した限り、重要な点において、監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていることが認められた。
なお、監査結果を令和７年３月 25 日に県議会議長、知事に報告するとともに、これを公表した。
・その他、留意事項 11 件について、監査対象団体に別途改善を求めた。
・監査委員に報告のあった措置の状況についても、令和６年９月６日にこれを公表した。

### ④　例月現金出納検査

・原則として毎月末に、代表監査委員が書面により実施した。
・会計管理者および公営企業管理者等より提出された検査資料について、毎月の計数、現金現在高および財政状況を諸帳票、証拠書類等から確認した。
・検査の結果、重要な点において、いずれも正確なものと認められた。

### ⑤　決算審査

#### ア　一般会計および特別会計

・令和５年度の一般会計および特別会計にかかる決算審査を実施した。
・審査に付された決算および付属書類について、関係諸帳簿および証書類と照合し、関係職員から説明を求めるとともに、既に実施した財務監査（定期監査）および例月現金出納検査の結果も参考にして慎重に審査した。
・審査の結果、重要な点において、決算その他関係書類は法令に適合し、かつ、正確であると認められた。
・決算審査の結果については、「令和５年度滋賀県歳入歳出決算審査意見書」として令和６年９月 13 日に知事に提出した。

#### イ　公営企業会計

・令和５年度の滋賀県モーターボート競走事業、滋賀県琵琶湖流域下水道事業、滋賀県病院事業、滋賀県工業用水道事業および滋賀県水道用水供給事業について決算審査を実施した。
・審査に付された決算その他関係書類について、関係諸帳簿および証書類と照合し、関係職員から説明を求めるとともに、既に実施した財務監査（定期監査）および例月現金出納検査の結果も参考にして慎重に審査した。
・審査の結果、重要な点において、決算その他関係書類は法令に適合し、かつ、正

確であると認められた。
・決算審査の結果については、「令和５年度滋賀県公営企業決算審査意見書」として令和６年９月 13 日に知事に提出した。

### ⑥　基金運用状況審査

・令和５年度の土地開発基金運用状況について、決算審査（一般会計および特別会計）と同時に基金運用状況審査を実施した。
・審査に付された令和５年度滋賀県土地開発基金運用状況調書について、関係諸帳簿および証書類と照合し、関係職員から説明を求めるとともに、既に実施した財務監査（定期監査）および例月現金出納検査の結果も参考にして慎重に審査した。
・審査の結果、重要な点において、基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、運用が確実かつ効率的に行われていると認められた。
・審査の結果については、「令和５年度滋賀県土地開発基金運用状況審査意見書」として令和６年９月 13 日に知事に提出した。

### ⑦　健全化判断比率等の審査

・令和５年度の滋賀県一般会計、各特別会計および各公営企業会計の決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率ならびにそれらの算定の基礎となる事項について審査した。
・各比率は正確に算定されているか、算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているかを主眼として実施した。
・審査の結果、重要な点において、健全化判断比率および資金不足比率ならびにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は法令に適合し、かつ正確であると認められた。
・審査の結果については、「令和５年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率審査意見書」として令和６年９月 13 日に知事に提出した。

### ⑧　内部統制評価報告書審査

・令和５年度の知事が作成した滋賀県事務適正化（内部統制）評価報告書について審査した。
・知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを主眼として実施した。
・審査の結果、重要な点において、評価手続および評価結果に係る記載は相当であると認められた。
・審査の結果については、「令和５年度滋賀県事務適正化（内部統制）評価報告書審査意見書」として令和６年９月 13 日に知事に提出した。

## （２）随時の監査等

### 住民監査請求

・令和５年度に受け付けた１件の請求および令和６年度に受け付けた１件の請求について処理した。処理結果は、棄却（一部却下）１件、棄却１件である。

## （３）監査委員関係の諸会議

① **全都道府県監査委員協議会連合会総会**　令和６年 11 月８日（於：東京都）

② **近畿府県監査委員協議会**　令和６年 11 月 21 日（於：福井県）

構成：福井、滋賀、京都、大阪(幹事府県)、兵庫、奈良、和歌山の７府県

③ **近畿府県監査委員事務局長会議**　令和６年５月 21 日（於：滋賀県）

## （４）年間監査等日数

延べ 75 日

内訳：監査・審査　55 日

協議等　19 日

※書面監査による日数は含まない。

※同日に複数の監査・審査と協議等がある場合、それぞれの用務で日数を計上するため、内訳の日数と延べ日数は一致しない。

## （５）知事・副知事との意見交換

ア　令和５年度滋賀県歳入歳出決算等に係る意見書の提出

令和６年９月 13 日に、令和５年度滋賀県歳入歳出決算等に係る意見書を三日月知事に提出し、同年 10 月８日に知事、江島副知事、岸本副知事と監査委員による意見交換を実施した。

（意見交換を行った項目）

・指定管理制度について
・地域公共交通対策について
・EBPM の積極的な推進と仕組みの導入
・内部統制制度について
・時間外の電話対応について

イ　令和５年度対象の財務監査（定期監査）に係る「監査の結果に関する報告」の提出

令和６年 12 月２日に、令和５年度対象の財務監査（定期監査）に係る「監査の結果に関する報告」を三日月知事に提出し、併せて知事、江島副知事、岸本副知事と監査委員による意見交換を実施した。

（意見交換を行った項目）

・定期監査を振り返っての総括について
　①多様な働き方の推進と人材確保・育成について

②財源不足への対応および今後の行財政運営について
③歳入徴収に係る内部統制の徹底について
④高島浄化センターコンポスト化事業の安全性に係る県の統一見解と利活用について
⑤県立学校の適正な財務事務執行に向けた取組と体制整備について

# ４　令和６年度の監査等に関する報告等（抄）

## （１）財務監査（定期監査）の結果に関する報告

### 指摘・指導・留意事項の内容別内訳（令和５年度対象）

（令和６年５月 29 日～令和６年 10 月 28 日監査実施分）

| | a予算関係 | | | b収入関係 | | | c支出関係 | | | d契約関係 | | | e工事関係 | | | f財産関係 | | | g公営企業関係 | | | i許認可関係 | | | 計 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 指摘 | 指導 | 留意 | 指摘 | 指導 | 留意 | 指摘 | 指導 | 留意 | 指摘 | 指導 | 留意 | 指摘 | 指導 | 留意 | 指摘 | 指導 | 留意 | 指摘 | 指導 | 留意 | 指摘 | 指導 | 留意 | 指摘 | 指導 | 留意 |
| 知事公室 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 3 | | | | | | | 0 | 0 | 3 |
| 総合企画部 | | | | | | 1 | | 1 | 3 | | | | | | | | | 3 | | | | | | | 0 | 1 | 7 |
| 総務部 | | | | | 2 | 6 | | | 6 | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 2 | 12 |
| 文化スポーツ部 | | | | | | 4 | | | | | 1 | | | | | | 2 | | | | | | | | 0 | 3 | 4 |
| 琵琶湖環境部 | | | | | | 2 | | 1 | | | | | | | | | 1 | 1 | | | | | | | 0 | 2 | 3 |
| 健康医療福祉部 | | | | 1 | | 10 | | 1 | 1 | | | 2 | | | | | 1 | 5 | | | | | 1 | | 1 | 3 | 18 |
| 子ども若者部 | | | | | 1 | 5 | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | 0 | 1 | 6 |
| 商工観光労働部 | | | | | | 1 | | | | | 1 | | | | | | | 1 | | | | | | | 0 | 1 | 2 |
| 農政水産部 | | 1 | | | 1 | 5 | | | 3 | | | | | 1 | 1 | | | | | | | | | | 0 | 3 | 9 |
| 土木交通部 | | | | | | 13 | | | 1 | | | 3 | | 1 | | | 3 | 1 | | | | | | | 0 | 4 | 18 |
| 会計管理局 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 企業庁 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 病院事業庁 | | | | | | 5 | | 1 | 3 | | | | | | | | 1 | | | 1 | | | | | 0 | 3 | 8 |
| 議会事務局 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 教育委員会事務局 | | | | | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 | | 1 | | | | | | 1 | | | | | | | | 1 | 4 | 4 |
| 選挙管理委員会事務局 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 人事委員会事務局事務局 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 監査委員事務局 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 労働委員会事務局 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 警察本部 | | | | | 1 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 1 | 2 |
| 収用委員会事務局 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 内水面漁場管理委員会事務局 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 琵琶湖海区漁業調整委員会事務局 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 小計 | 0 | 1 | 0 | 1 | 6 | 57 | 1 | 5 | 18 | 0 | 3 | 5 | 0 | 2 | 1 | 0 | 9 | 15 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 28 | 96 |
| 内容別計 | 1 | | | 64 | | | 24 | | | 8 | | | 3 | | | 24 | | | 1 | | | 1 | | | 126 | | |

## 監査の結果に関する報告　　令和６年 12 月２日

### １　監査実施対象機関名および監査実施年月日

（令和６年５月 29 日～令和６年 10 月 28 日の間）

| 監査実施対象機関名 | 監査実施対象機関名 |
|---|---|
| 知事公室<br>秘書課<br>広報課<br>防災危機管理局<br><br>総合企画部<br>企画調整課<br>東京本部<br>高等教育振興課<br>国際課<br>県民活動生活課<br>消費生活センター<br>公文書館<br>$CO_2$ネットゼロ推進課<br>人権施策推進課<br>ＤＸ推進課<br>統計課<br><br>総務部<br>総務課<br>人事課<br>行政経営推進課<br>総務事務・厚生課<br>財政課<br>税政課<br>西部県税事務所<br>南部県税事務所<br>中部県税事務所<br>東北部県税事務所<br>自動車税事務所<br>市町振興課<br>びわこボートレース局<br><br>文化スポーツ部<br>文化芸術振興課<br>文化財保護課<br>埋蔵文化財センター<br>琵琶湖文化館<br>スポーツ課<br>国スポ・障スポ大会局<br><br><br>琵琶湖環境部<br>環境政策課<br>南部環境事務所<br>甲賀環境事務所<br>東近江環境事務所 | 商工観光労働部<br>商工政策課<br>産業立地課<br>中小企業支援課<br>イノベーション推進課<br>労働雇用政策課<br>女性活躍推進課<br>観光振興局<br>ここ滋賀<br><br>農政水産部<br>農政課<br>大津・南部農業農村振興事務所<br>甲賀農業農村振興事務所<br>東近江農業農村振興事務所<br>湖東農業農村振興事務所<br>湖北農業農村振興事務所<br>高島農業農村振興事務所<br>みらいの農業振興課<br>畜産課<br>水産課<br>耕地課<br>農村振興課<br><br>土木交通部<br>監理課<br>大津土木事務所<br>南部土木事務所<br>甲賀土木事務所<br>東近江土木事務所<br>湖東土木事務所<br>長浜土木事務所<br>高島土木事務所<br>技術管理課<br>交通戦略課<br>道路整備課<br>道路保全課<br>交通事故相談所<br>都市計画課<br>住宅課<br>建築課<br>流域政策局<br>北川水源地域振興事務所<br><br>会計管理局<br><br>企業庁 |

| | |
|---|---|
| 湖東環境事務所<br>湖北環境事務所<br>高島環境事務所<br>琵琶湖保全再生課<br>循環社会推進課<br>下水道課<br>南部流域下水道事務所<br>北部流域下水道事務所<br>森林政策課<br>西部・南部森林整備事務所<br>甲賀森林整備事務所<br>中部森林整備事務所<br>湖北森林整備事務所<br>びわ湖材流通推進課<br>森林保全課<br>自然環境保全課<br><br>健康医療福祉部<br>健康福祉政策課<br>南部健康福祉事務所<br>甲賀健康福祉事務所<br>東近江健康福祉事務所<br>湖東健康福祉事務所<br>湖北健康福祉事務所<br>高島健康福祉事務所<br>医療政策課<br>健康危機管理課<br>健康しが推進課<br>医療福祉推進課<br>障害福祉課<br>薬務課<br>生活衛生課<br>医療保険課<br><br>子ども若者部<br>子ども若者政策・私学振興課<br>子どもの育ち学び支援課<br>子育て支援課<br>子ども家庭支援課 | 病院事業庁<br>経営管理課<br>総合病院<br>小児保健医療センター<br>精神医療センター<br><br>議会事務局<br><br>教育委員会事務局<br>教育総務課<br>教職員課<br>高校教育課<br>幼小中教育課<br>特別支援教育課<br>人権教育課<br>生涯学習課<br>保健体育課<br><br>選挙管理委員会事務局<br><br>人事委員会事務局<br><br>監査委員事務局<br><br>労働委員会事務局<br><br>警察本部<br><br>収用委員会事務局<br><br>琵琶湖海区漁業調整委員会事務局<br><br>内水面漁場管理委員会事務局 |

## 2　監査結果

重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めていることが認められた。

なお、一部において次のとおり是正または改善すべき事項が認められたので指摘する。

(1) 健康医療福祉部健康しが推進課

都道府県健康対策推進事業等の国庫補助金について、国庫補助対象外である県の「補助金事業」を含めて申請していたことが判明し、過去に遡って返還することとなった事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

(2) 教育委員会事務局教職員課

臨時教職員に係る社会保険料については、被保険者負担分と事業主負担分を一括して歳入徴収官（大津年金事務所）に納付しなければならないが、そのために必要な事務処理である臨時教職員の給与から控除した被保険者負担分に係る保険料の一部である3,333,503円を歳入歳出外現金から県予算に戻す手続ができていなかった事例が認められた。

また、給与から控除した本来不要な被保険者負担分に係る保険料1,816,622円について本人に還付できていない事例および還付対象者が特定できないことにより、一部特定不明な残高78,436円が発生している事例が認められたので、早急に適切に処理されるとともに、今後は適正な事務の執行に努められたい。

【内容別件数整理表】

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 指摘 | 指導 | 留意 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| a予算関係 | 1予算措置に係るもの | キその他予算措置に係る事務処理が適当でないものまたは3E（経済性、効率性、有効性）の観点から改善を要するもの | | 1 | | 1 |
| | 1予算措置に係るもの　集計 | | 0 | 1 | 0 | 1 |
| a予算関係 集計 | | | 0 | 1 | 0 | 1 |
| b収入関係 | 1調定・収入に係るもの | ア調定もれまたは調定誤りがあるもの | | 2 | 5 | 7 |
| | | イ調定・収入時期が遅延しているもの | | | 1 | 1 |
| | | オ証紙による収入事務が適正でないもの | | | 1 | 1 |
| | | キその他収入に係る事務処理が適当でないものまたは3Eの観点から改善を要するもの | 1 | 2 | 1 | 4 |
| | 1調定・収入に係るもの　集計 | | 1 | 4 | 8 | 13 |
| | 2債権管理に係るもの | ア収納の促進と財源確保を求めたもの | | 2 | 49 | 51 |
| | 2債権管理に係るもの　集計 | | 0 | 2 | 49 | 51 |
| b収入関係 集計 | | | 1 | 6 | 57 | 64 |
| c支出関係 | 1支出事務に係るもの | ク支払の時期が遅延しているもの | | 2 | 2 | 4 |
| | | ケ支出額を誤っているもの | | 1 | 3 | 4 |
| | | コ支出方法等が適当でないもの | | | 1 | 1 |
| | | ス戻入の事務処理が適当でないもの | | | 1 | 1 |
| | | セその他支出に係る事務処理が適当でないものまたは3Eの観点から改善を要するもの | 1 | | | 1 |
| | 1支出事務に係るもの　集計 | | 1 | 3 | 7 | 11 |
| | 2給与・旅費等に係るもの | イ認定誤り等により支給を誤っているもの | | | 8 | 8 |
| | 2給与・旅費等に係るもの　集計 | | 0 | 0 | 8 | 8 |
| | 4補助金等に係るもの | カ精算・確認等が適正に処理されていないもの | | 2 | 3 | 5 |
| | 4補助金等に係るもの　集計 | | 0 | 2 | 3 | 5 |
| c支出関係 集計 | | | 1 | 5 | 18 | 24 |
| d契約関係 | 1入札・契約事務に係るもの | キ入札に係る事務処理が適正でないもの | | 3 | | 3 |
| | | コ契約内容が適切でないもの | | | 1 | 1 |
| | | セその他契約に係る事務処理が適当でないものまたは3Eの観点から改善を要するもの | | | 1 | 1 |
| | 1入札・契約事務に係るもの　集計 | | 0 | 3 | 2 | 5 |
| | 2検査・検収に係るもの | ア検査・検収が適正になされていないもの | | | 3 | 3 |
| | 2検査・検収に係るもの　集計 | | 0 | 0 | 3 | 3 |
| d契約関係 集計 | | | 0 | 3 | 5 | 8 |
| e工事関係 | 1計画・実施に係るもの | ウ設計変更の理由、時期、手続が適切でないもの | | 2 | 1 | 3 |
| | 1計画・実施に係るもの　集計 | | 0 | 2 | 1 | 3 |
| e工事関係 集計 | | | 0 | 2 | 1 | 3 |
| f財産関係 | 1公有財産の取得・管理に係るもの | ケ財産の滅失等が見受けられるもの | | | 1 | 1 |
| | 1公有財産の取得・管理に係るもの　集計 | | 0 | 0 | 1 | 1 |
| | 2物品の購入・管理・処分に係るもの | エ物品の適正な管理を求めたもの | | 9 | 6 | 15 |
| | | カ管理換、貸付等の処理が適正でないもの | | | 3 | 3 |
| | | キ不用決定、処分の手続が適正でないもの | | | 5 | 5 |
| | 2物品の購入・管理・処分に係るもの　集計 | | 0 | 9 | 14 | 23 |
| f財産関係 集計 | | | 0 | 9 | 15 | 24 |
| g公営企業関係 | 4財務諸表の整備に係るもの | ア計数、注記等の表示、勘定科目等が適正でないもの | | 1 | | 1 |
| | 4財務諸表の整備に係るもの　集計 | | 0 | 1 | 0 | 1 |
| g公営企業関係 集計 | | | 0 | 1 | 0 | 1 |
| i許認可関係 | 1許認可事務 | イ申請および許可事務が適正でないもの | | 1 | | 1 |
| | 1許認可事務　集計 | | 0 | 1 | 0 | 1 |
| i許認可関係 集計 | | | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 総計 | | | 2 | 28 | 96 | 126 |

## 3　意見

監査の結果、組織および運営の合理化に資するため、検討または改善を要する事項として次のとおり意見を付した。

### (1) 多様な働き方の推進と人材確保・育成について（総務部人事課、行政経営推進課）

若年人口の減少に伴う採用試験受験者数の減少や人材の流動化などにより、民間部門を含めた人材獲得競争が激化しており、本県のみならず他の地方公共団体において、今後、組織の基盤となる人材確保・育成に向けた取組の必要性が一層高まるものと考えられる。

こうした状況下において、他府県において、週休３日制の導入をはじめ、多様な働き方の推進に係る取組が進められている。

本県においても、ワーク・ライフ・バランスの観点から、在宅勤務、サテライトオフィスにおける勤務等、多様な執務環境における業務執行が可能となる取組を進めているが、人材獲得競争が一層激化する状況に鑑み、他府県の先進的な事例を参考に、更なる取組の推進が必要と考える。

現行の県人材育成基本方針では、今後、社会・経済のグローバル化が一層進展すると考えられる中、本県職員には「柔軟な発想で困難な課題に果敢に挑戦すること」「生活者の視点と現場からの発想を常に意識し、県民や企業をはじめ多様な主体と連携・協働すること」などがこれまで以上に求められるとされている。

今後、これまで以上に、県民ニーズが複雑・多様化していくことが考えられることから、新たに発生する行政課題に迅速・的確に対応し、課題解決につなげるため、県庁内での議論にとどまらず、例えば、民間企業、団体への研修をはじめ多様な主体との交流等を通して、今日的な行政課題に的確かつ柔軟に対応するといった視点も重要であると考えられる。

職員一人ひとりがそうした視点で業務にあたることにより、県民ニーズに沿った施策の実現にもつながるとともに、やりがいが実感でき、また、複雑多岐に亘る課題解決に向けた政策立案能力の向上といった人材育成にも資するものと考えられる。

ついては、こうした点を踏まえて、現在、改定中の県人材育成基本方針に基づく取組を着実に進められるなど、人材確保・育成に努められたい。

**(2) 県立学校の適正な財務事務執行に向けた取組と体制整備について**

（総務部人事課、総務事務・厚生課、会計管理局、教育委員会事務局教育総務課、教職員課）

県財務規則第３条第１項第２号の単独機関は知事部局では２つの機関（東京本部とここ滋賀）のみとなっており、会計管理局（各地域会計係を含む）により支出命令機関との相互けん制機能が確保され、適正な財務事務を執行するための体制が整備されている。

一方で、県立学校（全 64 校）は支出命令機関が出納機関を兼ねる単独機関とされており、また、給与事務については集中化の対象とはされておらず、諸手当の認定や支給事務は各学校において執行されている。

このような状況の中、県立学校においては、これまでから入札等の契約事務を含む財務事務や給与事務で不適切な事務が継続して発生している状況である。

過去３か年の定期監査（財務監査）における指導事項等の件数は、契約関係や支出関係では、70 件、36 件、46 件であり、内部統制制度における不適切な事務処理とされた件数は、過去３か年では 84 件、72 件、52 件となっている。

このため、会計管理局では令和５年度には全県立学校を対象とした実地検査が行われ、会計管理局から改善報告を提出するよう指示した件数は 89 件であった。

また、滋賀県が締結する契約に関する条例の施行を受けて、適切な仕様書の作成および積算のため、令和４年度からは、会計管理局管理課に建築関係の経験のある県退職職員を会計年度任用職員として配置し、学校施設の小修繕工事等の仕様書作成や設計・積算を適切に行うための技術的支援業務を実施し、施設の小修繕工事に係る契約事務の適正化に向けた取組を推進している。

令和４年度は 17 施設 26 件、令和５年度は 22 施設 32 件の支援の実績があり、施設の修繕工事に係る契約事務の適正化に向けた取組を推進している。

滋賀県行政経営方針（2023～2026）の実施計画では、県立学校における適正な事務執行に向けては、事務の共同化等の具体的な取組について検討を行うことを掲げている。

現在、地方機関を所管する出納機関としては、会計管理局会計課に６つの地域会計係が設置され、各地方合同庁舎（南部、甲賀、東近江、湖東、湖北、高島）に職員が配置されている。

また、地方機関の給与事務等の総務事務を集中して所管する６つの総務経理係が総務部総務事務・厚生課に設置され、各地方合同庁舎に会計管理局会計課の地域会計係と同じ事務室に職員が配置されている。

例えば、この二つの係（地域会計係と総務経理係）を統合することで組織の体制強化を図り、県立学校の適正な財務事務の執行に向けて、相互けん制機能を確保することなども対応案として考えられる。

ついては、県立学校の適正な財務事務執行に向けた取組について、以下の観点から検討され、そのための体制の構築を図られたい。

① 相互けん制機能を高めるため、単独機関の解消に向けて取り組むこと

② 給与事務を中心とした事務の集中化に取り組むこと

③ ①および②を実施するための効率的な事務執行体制の在り方について検討すること

**(3) 財源不足への対応および今後の行財政運営について（総務部行政経営推進課、財政課）**

県において、令和６年３月、令和６年度から令和 12 年度までの財政収支見通しを公表したが、これによると、令和 12 年度末時点では、累計額で 808 億円の財源不足となり、令和 10 年度には財政調整基金も枯渇するおそれがあると予測している。

さらに、特別支援学校の新設等、現時点での収支見通しに反映されていない大規模事業もあり、併せて更なる物価上昇への対策や金利上昇に伴う公債費の増加も不可避であり、令和 13 年度以降も収支状況の悪化が続くことが容易に想定される。

また、定期監査を通して、事業効果や事業存続に係る検討が十分になされないまま、十数年にわたり委託業務が継続されていると考えられる事例も見受けられた。

こうした状況下、県では、「財政収支見通しを踏まえた更なる「ヒト・財源の配分のシフト」」に向けて、県庁職員一丸となって限りある財源について、部局枠内事業の新陳代謝による事業の廃止・縮減による新たな行政需要等への対応や、効果的・効率的な執行等、不断の事業見直しに取り組んでいるが、昨今の財政状況は待ったなしの状況と考えられる。

令和７年度当初予算編成要領において、歳出見直しにおける取組として、「定期監査等の外部からの意見を踏まえ、事業成果の検証をした上で、ゼロベースで事業の必要性の判断を行うこと」「５年間事業手法等の見直しがなく継続実施している裁量のある経費については、事業成果を検証し、廃止または事業手法の見直しを行うこと」「今年度に見直しを行わない経費については、最長５年以内の期間で見直し時期の設定を行うこと」とされており、財源不足の大胆な縮減に向けて、有言実行の姿勢で真摯な対応が不可欠と考えられる。

ついては、将来の財源不足に対応するため、前例に捉われず、大胆な縮減を図るため、既存の事業規模の大・小に関係なく、事業の新陳代謝を図るべく、全庁挙げて、さらなる不断の事業見直しに取り組まれるとともにその結果を県民に公表されたい。

また、財政課におかれては、人的資源の制約はあるものの、県予算全体を俯瞰するため、例えば、大規模な投資を伴う新規事業について、可能な限り、事業の現場を実査し、事業の可否を判断されたい。

**(4) 歳入徴収に係る内部統制の徹底について（総務部行政経営推進課、財政課、会計管理局）**

地方自治法および地方自治法施行令では、「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。」とされている。調定とは、歳入を徴収しようとする場合において歳入徴収者がその歳入の内容を「調査」して収入金額を「決定」する行為、すなわち、徴収に関する地方公共団体の内部的意思決定の行為と考えられ、調定は、納入の通知および収納に先立って行うのが原則であるとされている。

本県財務規則第 38 条において、歳入徴収者は、歳入を徴収しようとするときは、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令または契約に違反する事実がないかどうかを調査し、適正であると認めたときは、調定決議書により調定しなければならないと規定されており、現金収納調定や財務会計システムが利用できない場合等の事後調定などを除き、調定後、納入の通知を行う事前調定が基本的なルールとなっている。

今回の定期監査において、利息・遅延損害金・延滞金に類する事案で、調定による意思決定が行われていないにもかかわらず、納入の通知を発行している事例が認められた。

県債権回収対応マニュアルにおいては、「元本が全額納付された時点で、徴収すべき金額が確定するため、確定後、直ちに調定すること」「納入の通知は、歳入を調定した後、納入義務者に対し金銭の納付を請求する」とし、調定を行った上で納入義務者に請求を行うことと明記されているにもかかわらず、当該取扱いに沿った事務処理が徹底されていなかったものである。

調定は、「契約が法令に違反していないか」「金額は誤っていないか」「納入義務者は適正なのか」等についてチェックを行い、所属としての内部的な意思決定を行うものであるが、調定のない請求においては、こうしたチェックが行われないことにより、不当・不正な請求等が行われる可能性も否定できず、県の信用失墜などのリスクも懸念される。

ついては、内部統制の観点から、本来行うべき調定がなされていない場合、納入通知の発出が物理的に行えない仕組み作りなど、内部チェック体制の更なる整備に取り組まれたい。

また、今回の事案を踏まえ、歳入徴収に関するチェック項目の検討・見直しについても同様に取り組まれたい。

### (5) 高島浄化センターコンポスト化事業の安全性に係る県の統一見解と利活用について

**（琵琶湖環境部下水道課、農政水産部みらいの農業振興課）**

県の下水処理場である高島浄化センター（以下、「センター」という。）において、汚水を浄化する過程で発生する下水汚泥から肥料を製造するコンポスト化施設の整備が完了し、令和６年６月１日から販売が開始され、緑地やガーデニング、家庭菜園の肥料として使用されている。

下水汚泥については、固形燃料や建設資材など様々な有効活用ができるが、センターでは肥料にすることで、地産地消や資源循環を実現できるとされており、肥料の品質の確保等に関する法律による安全性における基準を満たしていることから、県の重要施策として、県民に広くＰＲし、循環型社会を目指した事業展開をすべきものと考える。

一方、今回の定期監査を通して、農政水産部所属において、コンポスト肥料は安全基準を満たしているものの一部の重金属を含んでいるためとして、農地への使用に慎重なスタンスを取っている現状が認められた。

農地への使用が懸念されるのであれば、家庭菜園等への使用においても同様であり、こうした点からも県の見解の不一致は好ましいものではないと考えられる。

ついては、部局間において、早急にコンポスト肥料の安全性に係る統一見解を示すとともに、留意点があれば県民等に対して早急に情報提供されたい。

その上で、基準をクリアしたコンポスト肥料であれば、環境こだわり農業など環境保全に積極的に取り組む本県として、全庁挙げて利活用を推進されたい。

## 指摘・指導・留意事項の内容別内訳（令和６年度対象）

（令和６年 12 月 19 日～令和７年２月 17 日監査実施分）

| | a予算関係 | | | b収入関係 | | | c支出関係 | | | d契約関係 | | | f財産関係 | | | 計 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 指摘 | 指導 | 留意 | 指摘 | 指導 | 留意 | 指摘 | 指導 | 留意 | 指摘 | 指導 | 留意 | 指摘 | 指導 | 留意 | 指摘 | 指導 | 留意 |
| 知事公室 | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 総務部 | | | | | | | | | | | | | | 1 | | 0 | 1 | 0 |
| 文化スポーツ部 | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 琵琶湖環境部 | | | | | | | | | 2 | | | 1 | | | 2 | 0 | 0 | 5 |
| 健康医療福祉部 | | | 1 | | | 1 | | | 2 | | | 1 | | | | 0 | 0 | 5 |
| 子ども若者部 | | | 1 | | 1 | 3 | | | 4 | | 1 | | | | | 0 | 2 | 8 |
| 商工観光労働部 | | | | | | | | 1 | 1 | | | | | | | 0 | 1 | 1 |
| 農政水産部 | | | | | | 1 | | | 3 | | | | | | | 0 | 0 | 4 |
| 教育委員会 | | | 1 | | | 11 | | 2 | 23 | | 2 | 1 | | | 5 | 0 | 4 | 41 |
| 警察本部 | | | | | | | | | 1 | | | | | 1 | | 0 | 1 | 1 |
| 小計 | 0 | 0 | 3 | 0 | 1 | 16 | 0 | 3 | 36 | 0 | 3 | 3 | 0 | 2 | 7 | 0 | 9 | 65 |
| 内容別計 | 3 | | | 17 | | | 39 | | | 6 | | | 9 | | | 74 | | |

## 監査の結果に関する報告　　令和７年３月 25 日

### １　監査実施対象機関名および監査実施年月日

（令和６年 12 月 19 日～令和７年２月 17 日の間）

| 監査実施対象機関名 | 監査実施対象機関名 |
|---|---|
| 消防学校 | 八幡工業高等学校 |
| 政策研修センター | 八幡商業高等学校 |
| 美術館 | 草津東高等学校 |
| 琵琶湖環境科学研究センター | 草津高等学校 |
| 琵琶湖博物館 | 玉川高等学校 |
| 精神保健福祉センター | 湖南農業高等学校 |
| 食肉衛生検査所 | 守山高等学校 |
| 動物保護管理センター | 守山北高等学校 |
| 平和祈念館 | 栗東高等学校 |
| 総合保健専門学校 | 国際情報高等学校 |
| 看護専門学校 | 水口高等学校 |
| 衛生科学センター | 水口東高等学校 |
| リハビリテーションセンター | 甲南高等学校 |
| 近江学園 | 信楽高等学校 |
| 中央子ども家庭相談センター | 野洲高等学校 |
| 彦根子ども家庭相談センター | 石部高等学校 |
| 大津・高島子ども家庭相談センター | 甲西高等学校 |
| 日野子ども家庭相談センター | 高島高等学校 |
| 淡海学園 | 安曇川高等学校 |
| 計量検定所 | 八日市高等学校 |
| 工業技術総合センター | 能登川高等学校 |
| 東北部工業技術センター | 八日市南高等学校 |
| 高等技術専門校 | 伊吹高等学校 |
| 男女共同参画センター | 米原高等学校 |
| 病害虫防除所 | 日野高等学校 |
| 家畜保健衛生所 | 愛知高等学校 |
| 農業技術振興センター | 盲学校 |

| | |
|---|---|
| 畜産技術振興センター | 聾話学校 |
| 水産試験場 | 北大津養護学校 |
| 総合教育センター | 北大津高等養護学校 |
| びわ湖フローティングスクール | 鳥居本養護学校 |
| 図書館 | 長浜養護学校 |
| 河瀬中学校 | 長浜北星高等養護学校 |
| 守山中学校 | 草津養護学校 |
| 水口東中学校 | 守山養護学校 |
| 膳所高等学校 | 甲南高等養護学校 |
| 大津清陵高等学校 | 野洲養護学校 |
| 大津清陵高等学校馬場分校 | 三雲養護学校 |
| 堅田高等学校 | 新旭養護学校 |
| 東大津高等学校 | 八日市養護学校 |
| 北大津高等学校 | 愛知高等養護学校 |
| 大津高等学校 | 甲良養護学校 |
| 石山高等学校 | 大津警察署 |
| 瀬田工業高等学校 | 草津警察署 |
| 大津商業高等学校 | 守山警察署 |
| 彦根東高等学校 | 甲賀警察署 |
| 河瀬高等学校 | 近江八幡警察署 |
| 彦根工業高等学校 | 東近江警察署 |
| 彦根翔西館高等学校 | 彦根警察署 |
| 長浜北高等学校 | 米原警察署 |
| 虎姫高等学校 | 長浜警察署 |
| 伊香高等学校 | 木之本警察署 |
| 長浜農業高等学校 | 高島警察署 |
| 長浜北星高等学校 | 大津北警察署 |
| 八幡高等学校 | |

## ２　監査結果

重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めていることが認められた。

【内容別件数整理表】

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 指摘 | 指導 | 留意 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| a予算関係 | 2予算執行に係るもの | ウ収入・支出の所属年度区分を誤っているもの | | | 3 | 3 |
| 小　計 | | | 0 | 0 | 3 | 3 |
| b収入関係 | 1調定・収入に係るもの | ア調定もれまたは調定誤りがあるもの | | 1 | 1 | 2 |
| | | イ調定・収入時期が遅延しているもの | | | 2 | 2 |
| | 2債権管理に係るもの | ア収納の促進と財源確保を求めたもの | | | 12 | 12 |
| | 4直接収納に係るもの | イ現金の収納・保管方法等に適切を欠くもの | | | 1 | 1 |
| 小　計 | | | 0 | 1 | 16 | 17 |
| c支出関係 | 1支出事務に係るもの | ア支出負担行為の整理が適正に処理されていないもの | | | 1 | 1 |
| | | ク支払の時期が遅延しているもの | | 1 | 2 | 3 |
| | | ケ支出額を誤っているもの | | | 4 | 4 |
| | | コ支出方法等が適当でないもの | | | 1 | 1 |
| | | ス戻入の事務処理が適当でないもの | | | 1 | 1 |
| | | セその他支出に係る事務処理が適当でないものまたは3Eの観点から改善を要するもの | | | 5 | 5 |
| | 2給与・旅費等に係るもの | イ認定誤り等により支給を誤っているもの | | 1 | 19 | 20 |
| | | エ旅費の支給額に誤りがあるもの | | | 2 | 2 |
| | 3委託に係るもの | カ支払等の時期、手続が適正でないもの | | 1 | 1 | 2 |
| 小　計 | | | 0 | 3 | 36 | 39 |
| d契約関係 | 1入札・契約事務に係るもの | ウ仕様書の積算誤りがあるもの | | | 2 | 2 |
| | | カ最低制限価格の設定が適切でないもの | | 1 | 1 | 2 |
| | | キ入札に係る事務処理が適正でないもの | | 2 | | 2 |
| 小　計 | | | 0 | 3 | 3 | 6 |
| f財産関係 | 2物品の購入・管理・処分 | エ物品の適正な管理を求めたもの | | 2 | 1 | 3 |
| | | キ不用決定、処分の手続が適正でないもの | | | 5 | 5 |
| | | ケその他物品に係る事務処理が適当でないものまたは3Eの観点から改善を要するもの | | | 1 | 1 |
| 小　計 | | | 0 | 2 | 7 | 9 |
| 計 | | | 0 | 9 | 65 | 74 |

## 3　意見

令和６年 12 月 19 日から令和７年２月 17 日までに実施した 109 機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

### ⑴　外部人材の活用について（各子ども家庭相談センター、子ども若者部子ども家庭支援課）

令和５年度の本県の児童虐待相談対応件数は、前年度に比べ 667 件（8.4％）増加して 8,568 件に達し、過去最多となっている。また相談内容も複雑化・困難化しており、子ども家庭相談センター（以下、「センター」という。）の役割は一層重要となっているところである。

このため、県では令和６年度からの新たなセンターの開設による児童相談体制の強化や、若手職員を中心とした職員の資質向上に取り組んでいるが、相談件数の増加等に伴い、付随する事務処理なども増加しており、児童福祉司等の専門性を最大限に発揮でき

る体制整備が喫緊の課題となっている。

さらに、「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 66 号）」の施行等に伴い、令和６年度から「一時保護ガイドライン」が改正され、一時保護された子どもが適切な教育を受けられるよう、学校への通学支援その他の必要な措置を講ずることが求められている。また令和７年６月からは一時保護開始時の司法審査導入への対応も必要となるなど、今後も、センター業務は更に増加が見込まれる。

センターでは、迅速かつ適切な対応を図るために、現在、弁護士や医師などの外部人材を活用されているところであるが、今後の業務増加や相談内容の複雑化・困難化を見据え、主管課である子ども家庭支援課や関係機関とも連携・協力して更なる外部人材の活用を検討されたい。

**⑵　教育用コンピュータおよび産業教育用コンピュータの更新について（全県立高等学校、全県立特別支援学校、教育委員会事務局教育総務課）**

県教育委員会では、「滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例」（令和４年施行）を受け、「滋賀県学校教育情報推進計画」を策定し、学校教育の情報化を推進しているところである。

県立高等学校および特別支援学校（以下、「県立学校」という。）では、学習内容により、普通科等で使用する教育用コンピュータと、職業教育を主とする専門学科および総合学科で使用する産業教育用コンピュータが整備されている。こうした中、令和元年度からはＧＩＧＡスクール構想により、県立学校では令和４年度入学生から１人１台端末環境下におけるデジタル教材を活用した授業が始まり、令和６年度には全学年で実施されているところである。

現状において、県立学校の教育用コンピュータと産業教育用コンピュータは長期リース契約により整備されており、教科「情報」、他の教科での動画視聴、資格・検定のための学習、部活動など多岐にわたり活用されているところであるが、令和６年度の契約額は県立学校で約１億８千万円となっている。

令和８年度の更新対象は 36 校あり、１人１台端末環境下における役割を明確にし、更なる活用方策について、十分に検討し、整備をされたい。

**⑶　県立中学校における学校給食の実施に向けた検討について（全県立中学校、教育委員会事務局保健体育課）**

本県における公立学校における完全給食の実施状況（令和６年５月１日現在）は、小学校 99.5%、義務教育学校 100%、中学校 95.8%（96 校のうち 92 校が完全給食を実施）とな

っている。

平成 26 年度は、小学校 96.5%、中学校 58.0%（100 校のうち 58 校が完全給食を実施）であったことから、この 10 年間で中学校の完全給食の実施率が大幅に伸びたことになっている。

完全給食が未実施となっている４校のうちの町立中学校の１校は、民間事業者への委託方式（スクールランチ形式）による学校給食を実施しており、実質的な未実施は県立中学校３校のみとなる。

本県では平成 15 年度に併設型の県立中高一貫校が３校設置されているが、その３校では、完全給食は未実施の状況にある。

県立中学校の令和７年度入学者選抜では３校平均で募集定員の 2.2 倍の受検者数となっており、生徒や保護者は完全給食が未実施であることを了解の上で選択していることになる。このため、保護者等から完全給食の実施を求める要望等は、これまであまりなく、このことが完全給食未実施のひとつの理由になっていると考えられる。

令和５年６月 13 日に閣議決定された「こども未来戦略方針」では、「学校給食費の無償化の実現に向けて、まず、学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行い、その上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討する。」との方向性が示された。

その後、文部科学省は「給食無償化に関する課題の整理について」（令和６年 12 月 27 日）を公表し、国において学校給食費の無償化の実現に向けて検討が進められている。

その中では、給食未実施校の児童生徒や給食実施校でも給食を喫食しない児童生徒などに恩恵が及ばないという児童生徒間の公平性の観点も一つの課題とされている。

学校給食は、義務教育諸学校の設置者の努力義務とされ、県立中学校ではミルク給食を実施しているものの、県として学校給食を活用した食育の推進を図っていることや、本県の市町立中学校 93 校のうち実質的に全ての中学校が完全給食を実施していること、また国における学校給食費の無償化に向けた検討が進められている状況を踏まえると、県立中学校３校における完全給食の実施を検討する必要があると考える。

このため、各県立中学校において、学校給食に対する生徒や保護者の意見を十分に把握するとともに、県教育委員会では他府県における公立の中高一貫校の実施状況を調査した上で検討課題を明らかにし、完全給食の早期実施に向けて検討を着実に進められたい。

# （２）財政的援助団体等の監査の結果に関する報告

## 令和6年度（令和5年度対象） 財政的援助団体等の監査の結果一覧表

（単位：件）

### （1）出資団体（9団体）

| | 対象団体 | 所管部 | 所管課 | 監査実施日 | 監査の結果 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 指摘事項 | 指導事項 | 留意事項 |
| 1 | 公立大学法人滋賀県立大学 | 総合企画部 | 高等教育振興課 | 令和６年11月13日 | | | 2 |
| 2 | 公益財団法人びわ湖芸術文化財団 | 文化スポーツ部 | 文化芸術振興課 | 令和６年11月20日 | | | |
| 3 | 公益財団法人滋賀県スポーツ協会 | 文化スポーツ部 | スポーツ課 | 令和６年11月26日 | | | |
| 4 | 一般社団法人滋賀県造林公社 | 琵琶湖環境部 | 森林政策課 | 令和６年12月６日 | | | |
| 5 | 公益財団法人滋賀県産業支援プラザ | 商工観光労働部 | 商工政策課 | 令和６年11月20日 | | | |
| 6 | 公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金 | 農政水産部 | みらいの農業振興課 | 令和６年11月18日 | | | 1 |
| 7 | 公益財団法人滋賀県陶芸の森 | 商工観光労働部 | イノベーション推進課 | 令和６年11月27日 | | | |
| 8 | 公益財団法人滋賀食肉公社 | 農政水産部 | 畜産課 | 令和６年11月６日 | | | |
| 9 | 株式会社滋賀食肉市場 | 農政水産部 | 畜産課 | 令和６年11月６日 | | | 2 |

### （2）補助金等交付団体（3団体）

| | 対象団体 | 所管部局 | 所管課 | 監査実施日 | 監査の結果 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 指摘事項 | 指導事項 | 留意事項 |
| 10 | 滋賀県競技力向上対策本部 | 文化スポーツ部 | 国スポ・障スポ大会局 | 令和6年12月6日 | | | |
| 11 | 滋賀県農業再生協議会 | 農政水産部 | みらいの農業振興課 | 令和6年12月6日 | | | |
| 12 | 滋賀県高等学校体育連盟 | 教育委員会事務局 | 保健体育課 | 令和6年12月6日 | | | |

（3）公の施設の管理を行わせているもの（指定管理者）（8団体）

| | 対象団体 | 所管部局 | 所管課 | 監査実施日 | 監査の結果 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 指摘事項 | 指導事項 | 留意事項 |
| 13 | 特定非営利活動法人ひかりグループ【琵琶湖流域下水道（矢橋帰帆島公園、苗鹿公園）】 | 琵琶湖環境部 | 下水道課 | 令和6年12月6日 | | | 1 |
| 14 | 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会【福祉用具センター】 | 健康医療福祉部 | 健康しが推進課 | 令和6年12月6日 | | | |
| 15 | 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会【滋賀県立長寿社会福祉センター】 | 健康医療福祉部 | 医療福祉推進課 | 令和6年12月6日 | | | 1 |
| 16 | 社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会【滋賀県立視覚障害者センター】 | 健康医療福祉部 | 障害福祉課 | 令和6年12月6日 | | | 1 |
| 17 | 社会福祉法人滋賀県身体障害者福祉協会【滋賀県立障害者福祉センター】 | 健康医療福祉部 | 障害福祉課 | 令和6年12月6日 | | | |
| 18 | 社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会【滋賀県立聴覚障害者センター】 | 健康医療福祉部 | 障害福祉課 | 令和6年12月6日 | | | 2 |
| 19 | 社会福祉法人友愛【滋賀県立びわ湖こどもの国】 | 子ども若者部 | 子ども若者政策・私学振興課 | 令和6年12月6日 | | | 1 |
| 20 | 滋賀県漁業協同組合連合会【滋賀県醒井養鱒場】 | 農政水産部 | 水産課 | 令和6年12月6日 | | | |
| 合計（件数） | | | | | 0 | 0 | 11 |

## 監査の結果に関する報告　　令和７年３月 25 日

## １　監査実施対象団体、監査対象および監査実施年月日　（略）

## ２　監査結果

重要な点において、監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていることが認められた。

## （３）滋賀県歳入歳出決算審査意見書（抜粋版）

### 第１　審査の種類

地方自治法第 233 条第２項の規定に基づく滋賀県歳入歳出決算審査

### 第２　審査の対象

令和５年度歳入歳出決算審査の対象は、次のとおりである。

滋賀県一般会計歳入歳出決算

滋賀県市町振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

滋賀県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

滋賀県中小企業支援資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

滋賀県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

滋賀県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

滋賀県公債管理特別会計歳入歳出決算

滋賀県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

滋賀県土地取得事業特別会計歳入歳出決算

滋賀県用品調達事業特別会計歳入歳出決算

滋賀県収入証紙特別会計歳入歳出決算

### 第３　審査の着眼点

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか。

### 第４　審査の実施内容

審査に付された決算および付属書類について、関係諸帳簿および証書類と照合し、関係職員から説明を求めるとともに、既に実施した財務監査（定期監査）および例月現金出納検査の結果も参考にして慎重に審査した。

### 第５　審査の結果

第１から第４に記載のとおり審査した限り、重要な点において、決算その他関係書類は、法令に適合し、かつ、正確であると認められた。

なお、留意すべき事項については、「第７　審査の意見」に記載のとおりである。

## 第６　審査の状況

### １　令和５年度県予算の概要

令和５年度は、平成 31 年３月に策定された「滋賀県基本構想」および計画期間初年度となる「滋賀県行政経営方針 2023-2026」に基づいた「経済、社会、環境」の調和による持続可能な滋賀の実現に向けて施策の着実な展開に取り組むこととされ、当初予算額は6,582 億５千万円となり、前年度を上回る予算となった。

さらに、物価高騰により厳しい状況にある生活者・事業者への支援や防災・減災、国土強靭化に係る公共事業などに要する経費の補正が行われた。こうした結果、予算現額は、6,963 億５千８百万円（百万円未満切捨て。以下文中において同じ。）となった。

市町振興資金貸付事業特別会計などの 10 の特別会計については、当初予算額は合計2,462 億６千６百万円、予算現額は合計 2,471 億８千１百万円であった。

［表１］　令和５年度の当初予算額および予算現額　（単位：円）

| | 一般会計 | 特別会計 | 合　計 |
|---|---|---|---|
| 当　初　予　算　額 | 658,250,000,000 | 246,266,022,000 | 904,516,022,000 |
| 予　算　現　額 | 696,358,631,857 | 247,181,259,000 | 943,539,890,857 |

### ２　令和５年度決算の概要と財政指標について

#### (1) 決算概要

ア　実質収支

令和５年度の一般会計の決算は、予算現額 6,963 億５千８百万円に対し、歳入決算額 6,443 億４百万円、歳出決算額 6,365 億３千７百万円となり、歳入、歳出は、３年ぶりに 6,000 億円台となった。

歳入歳出差引額 77 億６千７百万円から翌年度へ繰り越すべき財源 68 億４千５百万円を差し引いた実質収支額は９億２千１百万円のプラスで、前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は１千３百万円のプラスとなった。

一般会計の歳入については、県税収入では、法人二税などが減少した一方、個人県民税や不動産取得税などが増加した。また、その他の収入では、県債などが増加した一方、国庫支出金や財産収入などが減少した。その結果、歳入額は前年度に比べ 9.0％の減となった。

また、歳出については、財政調整基金等の積立金が増加したことによる総務費などが増加した一方、感染症対策費の減少などによる健康医療福祉費や、事業者支援事業

や観光振興事業の減少などによる商工観光労働費などが減少したことにより、前年度に比べ9.6%の減となった。

10 ある特別会計の決算は、予算現額 2,471 億８千１百万円に対し、歳入決算額が 2,464 億円（前年度対比 1.6%減）で、歳出決算額は 2,439 億４百万円（前年度対比 1.4%減）となった。

歳入歳出差引額、実質収支額はともに 24 億９千５百万円、前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は７億３千９百万円のマイナスとなった。

一般会計および特別会計の合計の決算は、予算現額 9,435 億３千９百万円に対し、歳入決算額が 8,907 億４百万円（前年度対比 7.1%減）で、歳出決算額は 8,804 億４千１百万円（前年度対比 7.4%減）となった。

歳入歳出差引額 102 億６千３百万円から翌年度へ繰り越すべき財源 68 億４千５百万円を差し引いた実質収支額は 34 億１千７百万円のプラスで、前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は７億２千５百万円のマイナスとなった。

［表２］　歳入歳出決算の状況　（単位：円）

| 区分 | | 令和５年度 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 一般会計 | 前年度対比率(%) | 特別会計 | 前年度対比率(%) | 合計 | 前年度対比率(%) |
| 予算現額 | | 696,358,631,857 | △ 9.6 | 247,181,259,000 | △ 0.9 | 943,539,890,857 | △ 7.5 |
| 歳入決算額 | | 644,304,206,223 | △ 9.0 | 246,400,443,634 | △ 1.6 | 890,704,649,857 | △ 7.1 |
| 歳出決算額 | | 636,537,007,593 | △ 9.6 | 243,904,581,644 | △ 1.4 | 880,441,589,237 | △ 7.4 |
| 歳入歳出差引額 | | 7,767,198,630 | 91.2 | 2,495,861,990 | △ 22.9 | 10,263,060,620 | 40.6 |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 | 繰越明許費繰越額 | 6,790,949,730 | 121.7 | 0 | － | 6,790,949,730 | 121.7 |
| | 事故繰越し繰越額 | 54,949,100 | △ 40.2 | 0 | － | 54,949,100 | △ 40.2 |
| | 計 | 6,845,898,830 | 117.0 | 0 | － | 6,845,898,830 | 117.0 |
| 実質収支額 | | 921,299,800 | 1.5 | 2,495,861,990 | △ 22.9 | 3,417,161,790 | △ 17.5 |
| 単年度収支額 | | 13,979,119 | － | △ 739,519,323 | － | △ 725,540,204 | － |

イ　基金の状況

基金（土地開発基金を除く）の令和５年度末現在高は 1,118 億１千１百万円で、前年度に比べ９億８千２百万円（0.9%）の増加となった。これは、財政調整基金や退職手当基金などが増加したことによるものである。

ウ　県債発行額・県債残高の状況

一般会計の県債発行額は、572 億６千３百万円となった。令和５年度償還額を差し引いた令和５年度末県債残高は１兆 802 億１千５百万円で、前年度に比べ 156 億８千

１百万円（1.4％）の減少となった。これは、臨時財政対策債などが減少したことによるものである。

臨時財政対策債を除く実質的な県債残高は6,651億９千４百万円となった。

［表３］　県債の増減　（単位：千円）

| 年度 | 前年度末現在高 | 当該年度中増減 | | | 当該年度末現在高 | 増減率(%) | 臨時財政対策債残高 | 臨時財政対策債を除く実質的な県債残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 発行額 | 償還額 | 増減額 | | | | |
| 平成２６ | 1,044,512,985 | 78,904,300 | 66,585,770 | 12,318,530 | 1,056,831,514 | 1.2 | 418,289,885 | 638,541,629 |
| ２７ | 1,056,831,514 | 73,780,300 | 66,545,689 | 7,234,611 | 1,064,066,125 | 0.7 | 434,264,539 | 629,801,586 |
| ２８ | 1,064,066,125 | 68,862,300 | 66,184,538 | 2,677,762 | 1,066,743,887 | 0.3 | 443,126,923 | 623,616,964 |
| ２９ | 1,066,743,887 | 76,195,500 | 66,934,781 | 9,260,719 | 1,076,004,606 | 0.9 | 450,412,045 | 625,592,561 |
| ３０ | 1,076,004,606 | 72,799,100 | 69,437,186 | 3,361,914 | 1,079,366,520 | 0.3 | 456,178,553 | 623,187,967 |
| 令和元 | 1,079,366,520 | 76,145,000 | 66,832,634 | 9,312,366 | 1,088,678,886 | 0.9 | 454,945,414 | 633,733,472 |
| ２ | 1,088,724,266 | 83,683,000 | 67,025,216 | 16,657,784 | 1,105,382,050 | 1.5 | 453,490,846 | 651,891,204 |
| ３ | 1,105,382,050 | 84,956,900 | 72,623,727 | 12,333,173 | 1,117,715,223 | 1.1 | 457,579,661 | 660,135,562 |
| ４ | 1,117,715,223 | 57,138,800 | 78,956,732 | △ 21,817,932 | 1,095,897,291 | △ 2.0 | 436,303,395 | 659,593,896 |
| ５ | 1,095,897,291 | 57,263,800 | 72,945,200 | △ 15,681,400 | 1,080,215,891 | △ 1.4 | 415,021,637 | 665,194,254 |

注　令和２年度の前年度末現在高には、令和２年４月１日に廃止した就農支援資金貸付事業等特別会計分を加えている。

［グラフ１］

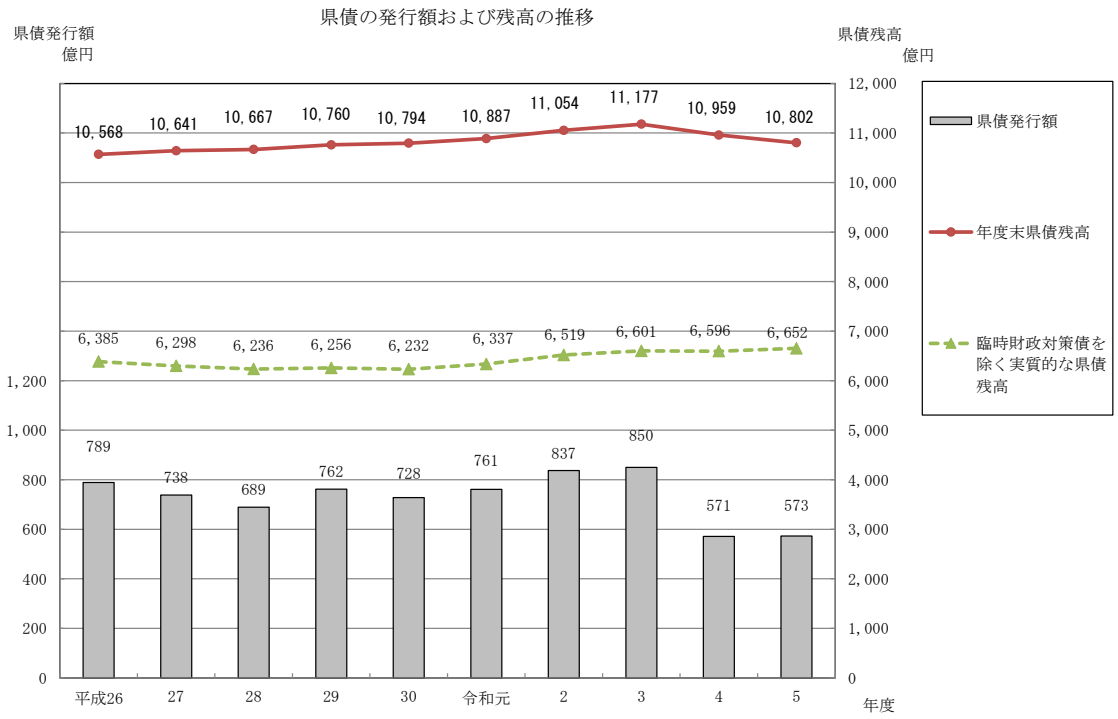


注　グラフは一億円未満を四捨五入している。

エ　資金収支の状況

資金収支の状況は、年度当初における義務的経費等の支払いや年度後半の事業進捗に係る支払いに伴う資金不足に対し、一時借入で対処された。

その結果、資金を調達した日数は 124 日となり、前年度に比べ 15 日の減少となった。また、一日平均調達額は 197 億２千４百万円で、前年度に比べ 30 億２千６百万円（13.3%）の減少となった。支払利息は４百万円となり、前年度に比べ２百万円（36.2%）の減少となった。

一方、資金を運用した日数は 124 日となり、前年度に比べ 13 日増加した。また、一日平均運用額は 120 億３千６百万円で、前年度に比べ 44 億４千８百万円増加した。運用による受取利息は 122 万円となり、前年度に比べ 48 万円増加した。

［表４］　資金収支の状況　（単位：円）

| 区　分 | | 令和５年度（A） | 令和４年度（B） | 増減（C＝A－B） | 比率(%)（C／B） |
|---|---|---|---|---|---|
| 調達 | 資金調達日数 | 124日 | 139日 | △ 15日 | △ 10.8 |
| | 一日平均調達額 | 19,724,193,548 | 22,751,151,079 | △ 3,026,957,531 | △ 13.3 |
| | 支払利息 | 4,944,320 | 7,748,250 | △ 2,803,930 | △ 36.2 |
| 運用 | 資金運用日数 | 124日 | 111日 | 13日 | 11.7 |
| | 一日平均運用額 | 12,036,290,322 | 7,587,387,387 | 4,448,902,935 | 58.6 |
| | 受取利息 | 1,223,495 | 738,365 | 485,130 | 65.7 |

オ　翌年度繰越額の状況

一般会計の繰越額は 109 事業 504 億２千５百万円で、前年度に比べ２事業減少し、金額では 19 億３千７百万円（3.7%）の減少となった。その内訳は、繰越明許費が 108 事業 503 億１千５百万円で、事故繰越しが１事業１億９百万円である。

［表５］　翌年度繰越額の状況　（単位：円）

| 区　分 | | | 令和５年度（A） | 令和４年度（B） | 増減（C＝A－B） | 比率(%)（C／B） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般会計 | 繰越明許費 | 事業数 | 108事業 | 106事業 | 2事業 | － |
| | | 金　額 | 50,315,760,830 | 51,498,153,857 | △ 1,182,393,027 | △ 2.3 |
| | 事故繰越し | 事業数 | 1事業 | 5事業 | △ 4事業 | － |
| | | 金　額 | 109,949,100 | 864,886,000 | △ 754,936,900 | △ 87.3 |
| | | 事業数 | 109事業 | 111事業 | △ 2事業 | － |
| | | 金　額 | 50,425,709,930 | 52,363,039,857 | △ 1,937,329,927 | △ 3.7 |
| 特別会計 | 繰越明許費 | 事業数 | 0事業 | 0事業 | 0事業 | － |
| | | 金　額 | 0 | 0 | 0 | － |
| | 事故繰越し | 事業数 | 0事業 | 0事業 | 0事業 | － |
| | | 金　額 | 0 | 0 | 0 | － |
| | | 事業数 | 0事業 | 0事業 | 0事業 | － |
| | | 金　額 | 0 | 0 | 0 | － |
| 合　計 | | 事業数 | 109事業 | 111事業 | △ 2事業 | － |
| | | 金　額 | 50,425,709,930 | 52,363,039,857 | △ 1,937,329,927 | △ 3.7 |
| 予算現額に占める割合 | | | 5.3　% | 5.1　% | 0.2 ポイント | － |

カ　不用額の状況

一般会計の不用額は93億９千５百万円で、前年度に比べ49億５千８百万円の減少となった。また、特別会計の不用額は32億７千６百万円で、前年度に比べ10億７千４百万円の増加となった。

［表６］　不用額の状況　（単位：円）

| 区　分 | 一般会計歳出合計 | | 特別会計歳出合計 | |
|---|---|---|---|---|
| | 令和５年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和４年度 |
| 予算現額（A） | 696,358,631,857 | 770,536,861,050 | 247,181,259,000 | 249,447,310,000 |
| 支出済額（B） | 636,537,007,593 | 703,819,898,232 | 243,904,581,644 | 247,245,397,843 |
| 翌年度繰越額（C） | 50,425,709,930 | 52,363,039,857 | 0 | 0 |
| 不用額（A－B－C） | 9,395,914,334 | 14,353,922,961 | 3,276,677,356 | 2,201,912,157 |
| 増減 | △ 4,958,008,627 | | 1,074,765,199 | |

**(2) 財政指標**

財政状態を普通会計（一般会計と特別会計を合わせた財政統計上の会計）でみると、財政力の強弱を示す財政力指数は、0.526と前年度に比べ0.008ポイント低下した。財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は、92.4%と前年度に比べ2.1ポイント悪化し

た。一般財源の総額に占める公債費の割合を示す公債費負担比率については、17.9％と前年度に比べ0.8ポイント改善した。

［グラフ２］

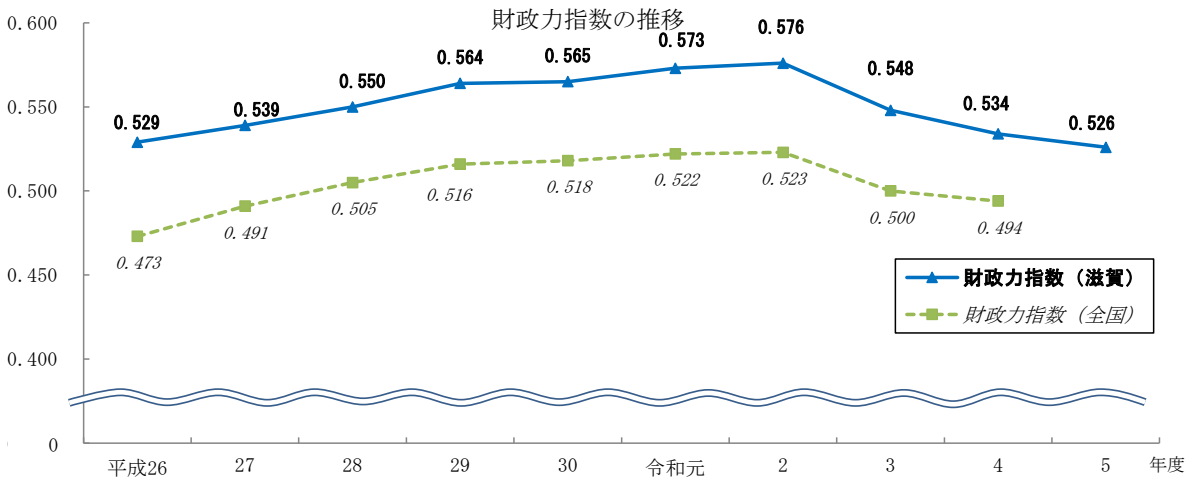


注　令和４年度以前の数値は「滋賀県財政事情」から引用している。

**財政力指数**　地方公共団体の財政力の強弱を示す指標で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の３年間の平均値であり、「１」に近くあるいは「１」を超えるほど財源に余裕があることを示している。

［グラフ３］

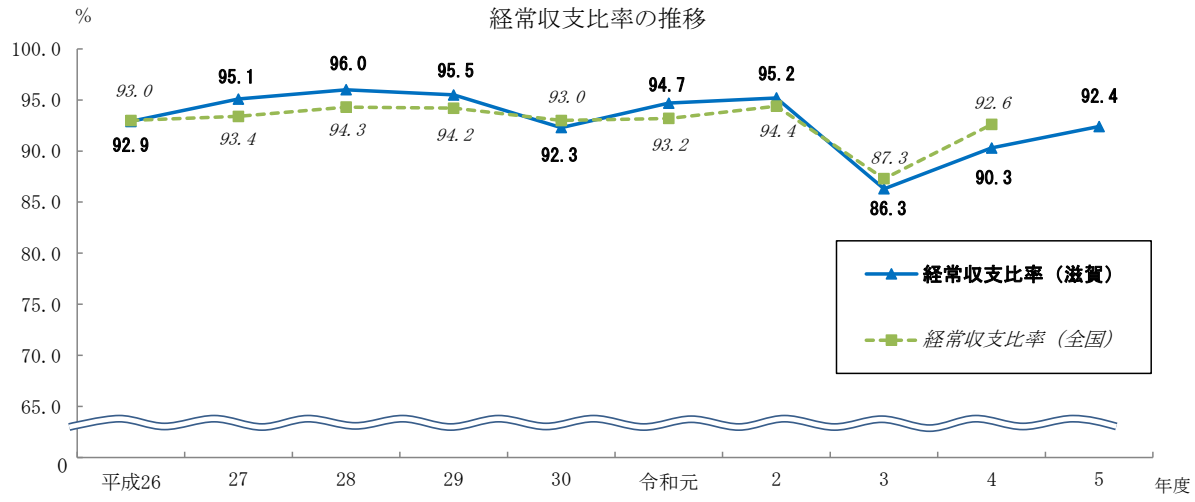


注　令和４年度以前の数値は「滋賀県財政事情」から引用している。

**経常収支比率**　地方税や地方交付税を中心とする経常一般財源収入が、人件費、扶助費、公債費の義務的経費等経常経費にどの程度充当されているかを見るものであり、この数値が高いほど財政構造が硬直化していることを示している。

［グラフ４］

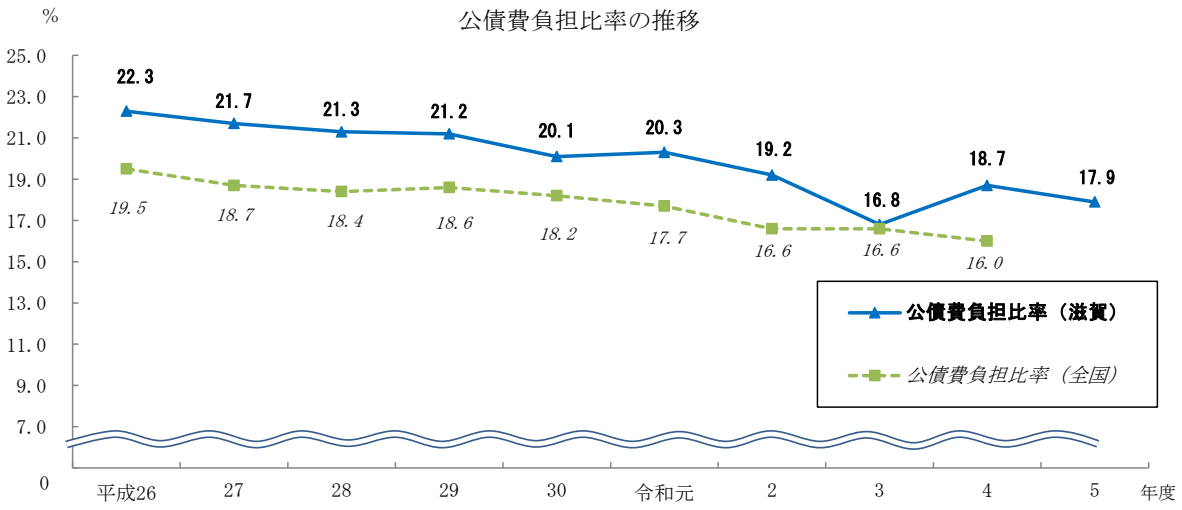


注　令和４年度以前の全国数値は地方財政状況調査関係資料から引用している。

**公債費負担比率**　公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合をいい、この数値が高いほど財政運営が硬直化していることを示している。

## 第７　審査の意見

本県の財政状況は、今後更に財政需要が増大することが見込まれており、厳しい状況が続くことが予想される。そこで、今後の行財政運営に当たっては、以下の取組を徹底され、必要な財源の確保と歳出の見直しに努め、安定的で持続可能な財政基盤の確立に向け取り組むとともに、県としての役割・責任を十分に果たすよう努められたい。

### １　財政運営の健全化に向けて

社会経済情勢が大きく変化する中、財政を取り巻く状況の変化や財政需要の拡大等、今後の財政収支を十分に見通し、施策を展開していく必要がある。

歳入においては、収入未済の縮減や歳入の確保をより一層強化するとともに、歳出においては、既存の枠組みに捉われることなく不断の検証・見直しを行いつつ、社会経済情勢に応じた柔軟かつ機動的な対応をもって、県政の重点課題への選択と集中の徹底を図ることで、歳入・歳出の両面から将来を見据えた財政運営の健全化に緊張感をもって取り組まれたい。

また、決算において生じている多額の不用額については、感染症による不測の事態に備えたものなど、やむを得ない事情もあるものの、補正予算による調整等執行管理を徹底し、不用額の縮減に努められたい。

さらに、繰越しに係る事業実施については、早期の事業完了を図ることにより、事業効果が十分に発揮されるよう努められたい。

あわせて、県出資法人等も含めた財政健全化に向けた取組を着実に図られたい。

## ２　経済性・効率性・有効性に徹した事務事業の実施について

厳しい経済・雇用情勢については持ち直しの動きが見られるものの、引き続き、県には県民の安全安心の確保と、機動的・効果的で強力な経済活性化施策、雇用施策の実施が求められている。

これら県民の負託に応えるべく、各部局相互の連携を徹底し、横つなぎの総合行政を意識することにより、より効率的・効果的な行政運営に取り組むとともに、市町や県民をはじめとする多様な主体との連携、協働をより一層推進されたい。

事業の実施においては、前例に捉われず、予防によるトータルコスト削減など、将来を見据えた戦略的な見直しを行うとともに、限られた財源が最大限に生かされ、最少の経費で最大の効果があげられるよう、「経済性」、「効率性」、「有効性」の３点を常に念頭に置き、行政手続やサービスのデジタル化などを通じたＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）の推進、民間活力のより積極的な活用など、県民のニーズに対応したより質の高いサービスの提供に努められたい。

委託事業や補助事業については、履行状況の把握と確認を適切に行い、支出の効果が最大限に発揮されたか成果の検証を十分に行うとともに、必要性や手法について、不断の見直しを行われたい。特に、物価高騰対策など、緊急支援を目的とした補助金等については、事業の主旨に鑑み、補助の効果が早期に発現できるよう、迅速かつ適切な事務処理に努められたい。

## ３　歳入の確保について

直近の内閣府の月例経済報告によると、「先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」とされている。

令和５年度の県税収入は、世界経済の減速に伴う製造業の不振により、法人二税は減収となったが、賃金上昇による所得の増加や、株式市場の相場上昇による株式の譲渡益の増大等により、個人県民税が増収したことなどから、対前年度 16 億８千９百万円の増収となった。

本県では県税収入のうち、経済状況の影響を受けやすい法人二税が税収の約３分の１を

占めていることから、社会経済情勢の動向に留意しながら、引き続き、地方税財源の確保や充実強化が図られるよう国に要望されたい。

また、滋賀応援寄附等の取組については、法人による寄附額が増加しているところであるが、今後とも、積極的なＰＲにより、寄附の獲得を図るとともに、資産の有効活用やネーミングライツの売却、様々な広告事業の展開等の充実強化などにより、自主財源の更なる確保につなげられたい。

**(1) 収入未済**

一般会計における収入未済額は、調定額 6,558 億７千３百万円に対し、114 億２千７百万円で、そのうち県税に係る徴収猶予額を除いた収入未済額は、108 億８千６百万円である。

県税（加算金を含む）の収入未済額は、調定額 1,884 億３千９百万円に対し、24 億６千３百万円で、前年度に比べ４億４千６百万円（15.3%）の減少となっている。このうち徴収猶予額を除くと、収入未済額は 19 億２千２百万円で、前年度に比べ１千１百万円（0.6%）の減少となっている。このように、収入未済の縮減に向け努力されているところであるが、公平な税負担の確保の観点からも、引き続き、より効果的な催告や徹底した滞納処分を行うとともに、未収金発生の未然防止、納税意識の更なる高揚などに努められたい。また、徴収体制の整備のための投資や人材育成にも一層努められたい。

徴収猶予を除いた収入未済の約８割を占める個人県民税については、県と市町の協働による合同捜索の実施や、共同徴収の拡大などの取組が進められているところであるが、引き続き、県税事務所と地方税徴収対策室が各々の役割を果たしつつ、市町との連携強化に創意と工夫を重ね、一丸となって収入未済額の一層の縮減に取り組まれたい。

県税以外の収入未済額は、調定額 4,674 億３千３百万円に対し、89 億６千４百万円で、行政代執行費弁償金に係る収入未済の増などにより前年度に比べて２千６百万円（0.3%）の増加となっている。

また、特別会計における収入未済額については、調定額 2,469 億６千４百万円に対し５億６千４百万円となっている。

県税以外の収入未済の対応については、債権管理や法的整理に関する「滋賀県庁債権回収対応マニュアル」等に基づき徴収事務が実施されている。さらに、税外未収金の共同管理を実施し、令和５年度において、回収困難な案件について、約６百万円が回収されたところである。一層の収納促進を図り、新たな収入未済を発生させないよう、早期の指導を徹底するとともに、共同管理とする事案選定の拡大についても検討されたい。

さらに、収納方法については、県税においては納付書への二次元バーコードの印字や、

クレジットカード納税の対象税目を拡大するなど、納付機会の拡大や周知に努められているところであるが、その他の債権についても、収納に係るコスト負担とのバランスも考慮しつつ、社会情勢の変化や県民のニーズを踏まえ、引き続き、キャッシュレス決済等の導入による更なる利便性向上や納付機会の拡大を図られたい。

### (2) 不納欠損

一般会計の不納欠損額は、１億４千１百万円で、前年度に比べ１千２百万円（7.8%）の減少となっている。

不納欠損については、回収可能な債権が欠損に至ることのないよう、時効の更新等の措置を講ずるなど、適時、適切な事務の取扱いに努められたい。

［表７］　収入未済および不納欠損の状況　（単位：円）

| 区分 | | 一般会計 県税 (a)（除徴収猶予額） | 一般会計 諸収入のうち県税にかかる加算金(b) | 一般会計 小計 (c=a+b) | 一般会計 県税以外 (d) | 一般会計 合計 (c+d)（除徴収猶予額） | 特別会計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 令和５年度 | 調定額（A） | 188,372,482,596<br>( 187,831,329,096 ) | 67,018,802 | 188,439,501,398<br>( 187,898,347,898 ) | 467,433,643,983 | 655,873,145,381<br>( 655,331,991,881 ) | 246,964,937,676 |
| | 収入済額（B） | 185,802,822,382 | 42,139,682 | 185,844,962,064 | 458,459,244,159 | 644,304,206,223 | 246,400,443,634 |
| | 不納欠損額（C） | 130,719,082 | 654,824 | 131,373,906 | 10,295,350 | 141,669,256 | 0 |
| | 収入未済額（D） | 2,438,941,132<br>( 1,897,787,632 ) | 24,224,296 | 2,463,165,428<br>( 1,922,011,928 ) | 8,964,104,474 | 11,427,269,902<br>( 10,886,116,402 ) | 564,494,042 |
| | 比率(%)（B/A） | 98.6<br>( 98.9 ) | 62.9 | 98.6<br>( 98.9 ) | 98.1 | 98.2<br>( 98.3 ) | 99.8 |
| 令和４年度 | 不納欠損額（E） | 140,204,768 | 6,079,299 | 146,284,067 | 7,386,912 | 153,670,979 | 0 |
| | 収入未済額（F） | 2,878,484,273<br>( 1,902,781,335 ) | 31,116,382 | 2,909,600,655<br>( 1,933,897,717 ) | 8,937,334,132 | 11,846,934,787<br>( 10,871,231,849 ) | 689,093,564 |
| 対前年度比較 | 不納欠損額増減（G＝C－E） | △ 9,485,686 | △ 5,424,475 | △ 14,910,161 | 2,908,438 | △ 12,001,723 | 0 |
| | 不納欠損額増減率(%)（G/E） | △ 6.8 | △ 89.2 | △ 10.2 | 39.4 | △ 7.8 | － |
| | 収入未済額増減（H＝D－F） | △ 439,543,141<br>( △ 4,993,703 ) | △ 6,892,086 | △ 446,435,227<br>( △ 11,885,789 ) | 26,770,342 | △ 419,664,885<br>( 14,884,553 ) | △ 124,599,522 |
| | 収入未済額増減率(%)（H/F） | △ 15.3<br>( △ 0.3 ) | △ 22.1 | △ 15.3<br>( △ 0.6 ) | 0.3 | △ 3.5<br>( 0.1 ) | △ 18.1 |

注　「県税以外（d)」は県税および県税に係る加算金を除いた額

## 4　財務に関する事務の適正な執行について

財務に関する事務について、財務規則等の基本ルールが十分理解されていないと思われる誤りや、組織としての確認や業務の進捗状況の共有等が十分ではなかったため生じている誤りなど、財務監査（定期監査）等において是正、改善を要するとした事例が認められたところである。

こうした事務処理誤りの発生を未然に防止し、県民に信頼される県政を実現するため、「滋賀県事務適正化推進方針」に基づき、組織内でのチェック機能の更なる強化を図ることで、より実効性のある取組につなげられたい。併せて、職員一人一人が公金を取り扱う重要性と責任を再認識し、財務知識の習熟度の向上と、適正な事務執行体制の確保に取り組まれたい。また、国交付金等の受給漏れや、落札決定の取消しをはじめ、複数部局で発生している事例などについて、誤りの要因を分析し、情報共有を図るとともに、必要に応じて、事務の合理化、効率化に資する規則等の見直しやＩＣＴの活用による事務処理誤り

の発生防止のための仕組みづくりについても積極的に検討されたい。

## ５　財産の適正な管理について

### (1) 公共施設等マネジメントの着実な推進

今後見込まれる公共施設等の老朽化の進行と人口減少をはじめとする社会経済情勢の変化に的確に対応していくため策定された「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」（平成 28 年３月策定、令和４年３月に中間見直し）に基づき、財政負担の縮減・平準化および資産価値の最大化に向けた取組が着実に推進され、安全性の維持、確保が図られるよう進捗管理に努められたい。

また、施設のニーズや県の役割の変化、施設の利用状況等、公共施設を取り巻く環境や社会情勢の変化を踏まえ、施設総量の最適化や老朽化対策等について検討されたい。

### (2) 県有財産の有効活用

普通財産である未利用地等については、境界の確定や地積測量等の売却に向けた条件整備を進め、一般競争入札等による処分により、３億３千万円の売却収入が得られたところであるが、今後の利用計画が明確になっていない県有地については、将来的な活用の可能性を十分に検討した上で貸付けや売却処分等を行い、有効活用に努められたい。

### (3) 物品の適切な管理および有効活用

物品については、以前より再三にわたり適切な管理について指導をしてきたところであるが、令和５年度においてもなお、現物確認ができなかった事例や、物品の処分手続を行わず廃棄している事例が見受けられた。物品は財産であることに十分留意し、定期的に実際の物品とシステム上の台帳を突合するなど、物品の管理に厳正を期されたい。

また、指定管理者制度導入施設において管理される県所有物品についても定期的な確認を行うなど、適正な管理運営の確保に努められたい。

## ６　滋賀県が締結する契約に関する条例に基づく取組の推進について

本県の経済および社会の持続的な発展に寄与することを目的として、「滋賀県が締結する契約に関する条例」が施行されたところであるが、本条例の趣旨にのっとり、県の契約に関する制度の公正かつ適正な運用を図るため、適切な仕様書の作成を行うとともに、労務費の適切な価格や最新の実勢価格等を踏まえ、発注者および受注者双方による適切な積算等、県が行う契約の適正な履行確保の徹底に努められたい。

あわせて、県内事業者の受注機会の増大といった地域経済の活性化への配慮や、環境に

配慮した事業活動の推進をはじめ、条例の基本理念にのっとった県の契約の推進を図るために必要な取組を着実に推進されたい。

## 7　まとめ

最後に、事務事業の執行については、職員一人一人がコンプライアンス意識の向上を図り、行政の公正性、公平性、透明性を確保するとともに、組織としての内部統制機能を十分に発揮させ、厳正かつ的確な財務事務の執行に努められたい。

なお、監査および包括外部監査の結果や意見についても、適切かつ真摯に対応されたい。

## （４）滋賀県公営企業決算審査意見書（抜粋版）

### 第１　審査の種類

地方公営企業法第 30 条第２項の規定に基づく決算審査

### 第２　審査の対象

令和５年度滋賀県公営企業決算審査の対象は、次のとおりである。

滋賀県モーターボート競走事業

滋賀県琵琶湖流域下水道事業

滋賀県病院事業

滋賀県工業用水道事業

滋賀県水道用水供給事業

### 第３　審査の着眼点

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか。

### 第４　審査の実施内容

審査に付された決算その他関係書類について、関係諸帳簿および証書類と照合し、関係職員から説明を求めるとともに、既に実施した財務監査（定期監査）および例月現金出納検査の結果も参考にして慎重に審査した。

### 第５　審査の結果

第１から第４に記載のとおり審査した限り、重要な点において、決算その他関係書類は法令に適合し、かつ、正確であると認められた。

なお、留意すべき事項については、「第６　審査の意見」に記載のとおりである。

### 第６　審査の意見

各事業の決算に係る審査の意見は次のとおりである。

#### １　モーターボート競走事業

滋賀県は、県が実施する施策に必要な財源を確保することを目的として、モーターボート競走法に基づいて、モーターボート競走事業を実施しており、びわこボートレース場を運営している。

**(1) 事業の概要**

競走事業では、舟券売上収入のおおむね 75%を払戻金として的中者に配当し、残りの約 25%のうち、法定交納付金等の売上連動経費や、選手賞金、広報宣伝事業等の運営経費などを差し引いた残額を収益とし、一部を一般会計に繰り出しており、この繰出金を通じ、県民の社会福祉の増進、教育文化の発展、スポーツの振興等に寄与している。

令和５年度の本場開催レースの総売上額は 735 億７千３百万円（百万円未満切捨て。以下文中において同じ。）、１日平均売上額は３億９千５百万円で、前年度に比べ 6.1%増加した。本場入場者数は 166,233 人で、前年度に比べ 2.8%減少した。

また、場間場外発売（受託分）の売上金額は、121 億５千８百万円で、前年度に比べ 5.9%減少した。

経営状況は、事業収益 768 億３千６百万円に対して、一般会計への繰出金 23 億円を含めた事業費用は 751 億９百万円で、当年度の純利益は 17 億２千６百万円となった。

**(2) 審査の意見**

全国の競走事業の総売上は近年、電話・インターネット投票の急伸により大幅に増加しており、当レース場においては、ＳＮＳを活用した動画配信などの情報発信等に取り組むことにより、令和５年度は、過去最高額の売上げを計上した。

しかしながら、ファンの高齢化やレジャーおよび販売形態の多様化等さまざまな要因により本場来場者が減少傾向にある。

こうした状況下、将来のリスクを見据えつつ、一方で、時代の変化に適応した経営戦略を展開していくことが期待される。

今後も、機動的な経営判断を行い、収益の最大化と財政基盤の安定化を図るとともに、一般会計への繰出金による県財政への貢献という公営競技の使命を果たすために、以下の諸点に積極的に取り組まれたい。

ア　本場の更なる活性化について

令和５年度において、本場開催分の売上額における電話・インターネット投票の割合が 74.1%を占めているが、本場においては、単に舟券を売るだけの場ではなく、びわこボートレース場の新たなファンになっていただく入口としての機能を前面に出して活性化を図る必要があると考えられる。

このため、電話・インターネット投票の売上向上に努めることはもとより、本場の更なる活性化に向けて、次の２点の取組を進められたい。

(ｱ) 魅力的なボートレースの開催

ＳＧ競走、プレミアムＧＩ競走など、上位グレードレースの誘致は、びわこボートレース場の魅力を全国のファンに知ってもらう機会づくりにもなり、そのことにより、本場への新規来場者が見込まれ、電話・インターネット投票や他場における売上増加にもつながると考えられる。

ついては、上位グレードレースはもとより、大きな売上げが期待できる女子戦等の誘致に積極的に努めるなど、来場者数の増加や売上げの向上につながるよう、戦略的に取り組まれたい。

(ｲ) 快適な施設・サービスの提供

来場者の定着と顧客満足度の向上を図るため、世代を問わず来場できる安全安心な空間を提供するとともに、引き続き観覧席やトイレの改修をはじめ、利便性提供施設等の更なる充実を図り、より幅広い層の利用者にとって親しみやすく居心地の良いレース場となるよう努められたい。

また、場内で働く全てのスタッフの接遇の向上を図るとともに、初心者が来場しやすい雰囲気づくりに努められたい。

イ　健全な経営の確保について

財政基盤の更なる安定化を図るため、次の２点の取組について一層推進されたい。

(ｱ) 財務体質の強化

当レース場では、インターネットを通じて全国の顧客をターゲットとした施策等に取り組み、売上げの向上につなげているところである。

今後も、施策の効果の検証、他場との比較分析、新たなマーケティング戦略などにより、安定した収益の確保に努められたい。

また、これまでから来場者数に応じた体制の見直し等により経費の抑制が行われているが、今後も不断の見直しに努められたい。

(ｲ) 施設の適正な管理・運用

現在の施設が建設されてから 20 年以上経過しており、老朽化に伴う修繕が必要となっている。また、令和４年度から解体工事が行われている旧スタンドの跡地の活用策については、現在検討されているところである。

ついては、利用者のみならず県民の満足度や利便性の向上と投資に係る費用対効

果を総合的に勘案しながら、全体として効果が高く、周辺地域の観光資源を生かした新たな誘客促進に資する活用となるよう検討されたい。

ウ　滋賀県行政経営方針 2023-2026 の推進および次期中期経営計画の策定について

令和５年３月に策定された「滋賀県行政経営方針 2023-2026」（以下、「方針」という。）において、毎年 15 億円の一般会計への繰出金の確保という計画の目標に対し、これを上回る繰出しを達成されたことを評価しているところであり、引き続き、一般会計への繰出金の確保により、公共の福祉の増進に貢献できるよう、方針を着実に推進されたい。

なお、現在、次期びわこボートレース場中期経営計画の策定を進められているところであるが、中長期的な課題の解決を図りながら地元関係者や観光関係者をはじめ多方面からの意見を参考に安定的かつ継続的な運営に資する計画となるよう努められたい。

## ２　琵琶湖流域下水道事業

琵琶湖流域下水道事業は、公衆衛生の向上、琵琶湖等の公共用水域の水質保全、生活環境の改善に資するため、湖南中部、湖西、東北部および高島の４処理区を運営し、市町の管理する公共下水道により排除される下水を排除・処理している。

### (1) 事業の概要

琵琶湖流域下水道では、全ての処理水が琵琶湖に流入するという特徴から、高度処理による水質保全施策を展開している。公共下水道により排除される下水を受け、これを排除・処理し、令和５年度の年間処理水量は 153,844,656 ㎥（日平均 420,341 ㎥）で、前年度からは 279,325 ㎥（0.2%）の増加となった。年間汚泥処理量は 129,759t（日平均 354.5t）で、前年度からは 2,343t（1.8%）の増加となった。

経営状況は、事業収益 203 億６千６百万円に対して、事業費用は 202 億８千７百万円で、当年度の純利益は７千９百万円となった。

財政状況は、固定比率（固定資産／（資本金＋剰余金＋繰延収益））が 119.3%（対前年度比 0.4 ポイント低下）、固定資産対長期資本比率（固定資産／（固定負債＋繰延収益＋資本合計））が 100.1%で、昨年度とほぼ同様の数値である。

### (2) 審査の意見

今後の琵琶湖流域下水道事業の経営に当たっては、「琵琶湖流域下水道事業経営戦略」（令和元年度～令和 10 年度）および「滋賀県下水道第２期中期ビジョン」（以下「第２期中期ビジョン」という。）（令和３年度～令和 14 年度）に即して、公衆衛生の向上、生活環境の改善および国民的資産である琵琶湖等の公共用水域の水質保全に資する公営企業としての使命を果たすため、引き続き、経営の合理化・効率化に努めるとともに、以下の諸点に積極的に取り組まれたい。

ア　下水道施設の維持管理について

本県の下水道は、整備してきた資産の多くが耐用年数を迎えることになり、今後、多額の更新投資が予想される。

このことから、第２期計画として策定した「滋賀県琵琶湖流域下水道ストックマネジメント計画」（令和５年度～令和９年度）に基づき、計画的・効率的に更新を行い、健全経営に努められたい。

イ　発生汚泥の有効利用について

汚水を浄化する過程で発生する汚泥は、建設資材やバイオマスとしてのポテンシ

ャルを有するが、汚泥有効利用率は 40%程度で、全国平均 74%（令和４年度）と比べて低い状況にある。

平成 27 年に改正された下水道法において、発生汚泥の有効利用が努力義務化されたこともあり、第２期中期ビジョンでは、発生汚泥等の未利用資源の有効活用によるエネルギーの創出に取り組むこととされている。

この取組の一環として高島浄化センターでは汚水を浄化する過程で発生する下水汚泥から肥料を製造する「コンポスト化施設」の整備が完了し、令和６年６月から下水汚泥から製造された肥料が製品として販売されたところである。

ついては、この取組の主旨を県民の方々に分かりやすく周知するとともに、関係部局との連携を密にし、発生汚泥の有効利用に係る取組をより一層推進されたい。

ウ　不明水対策について

県および市町において、「第２期琵琶湖流域下水道不明水対策実施計画」（令和４年度～令和８年度）に基づいた取組を推進しているが、過去 10 年間の年間不明水量は、年間処理水量のおおむね 12%から 16%で推移している。

不明水の発生源は主に市町の管理する公共下水道、あるいは宅内の施設と考えられるが、発生源が特定しにくいことや、投資に対する効果を明確化しにくいこともあり、市町によって取組に差が生じている状況であるが、市町における公平な費用負担の観点からも、全市町における足並みをそろえた取組が必要と考える。

ついては、県のリーダーシップの下、全市町とともに一丸となって、持続可能で実効性のある発生源対策を進められたい。

## ３　病院事業

病院事業は、高度専門医療を提供し、県民の健康増進と保健福祉の向上を図るため、総合病院、小児保健医療センター、精神医療センターの３病院を運営している。

### (1) 事業の概要

令和５年度は、３病院において、病床数 758 床、46 診療科を運営し、延べ患者数は外来患者が 270,670 人、入院患者が 186,527 人、合計で 457,197 人となり、令和４年度から 11,267 人（2.5%）の増加となった。

経営状況は、総合病院では、事業収益 195 億７千４百万円に対して事業費用 203 億４百万円で、純損失は７億２千９百万円となった。小児保健医療センターでは、事業収益 35 億４千９百万円に対して事業費用 34 億６千１百万円で、純利益は８千７百万円となった。精神医療センターでは、事業収益 19 億５千５百万円に対して事業費用 20 億９千３百万円で、純損失は１億３千８百万円となった。

この結果、病院事業庁全体で、事業収益は 251 億９千５百万円に対して事業費用は 259 億７千５百万円で、当年度の純損失は７億８千万円となり、前年度比 24 億７千４百万円（46.1%）の減少となった。

### (2) 審査の意見

各病院は、県民の健康や生命を守るため、それぞれが持つ機能や特色を生かし、安全・安心な医療、高度専門医療、また、県民のニーズや時代の要請に的確に対応した医療を提供し、今後とも公的医療機関としての使命と役割を果たされるよう求めるものである。

経営については、令和４年度は新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ感染症」という。）に関連し、 国・県からの多額の補助金の交付があったこと等により、16 億９千３百万円の純利益となったが、令和５年度はコロナ感染症に係る感染症法上の位置付けが見直されたことに伴い、関連する補助金収入の大幅な減少等により、病院事業庁全体では３年ぶりに７億８千万円の純損失を計上することとなり、その結果、未処理欠損金は 164 億７千６百万円となった。

病院事業を取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況が続くことから、今後の病院経営に当たっては、自主・自律的な運営体制の構築により経営基盤の強化を図り、安全・安心・良質な医療の提供に努め、以下の諸点に積極的に取り組まれたい。

ア　経営改善について

令和５年度は、小児保健医療センターにおいては純利益を計上したものの、コロ

ナ感染症患者の病床確保に伴う補助金の減少等により、前年度と比べて収益は大幅に減少した。一方、総合病院は大幅な減益により、純損失に転じ、精神医療センターは引き続き純損失を計上している。

総合病院においては、患者数の増加や診療単価向上の取組もあり、医業収益に増加がみられるものの、病院事業庁全体では、コロナ感染症に係る補助金収入の減少や物価高騰の影響等により、経営状況は以前にも増して非常に厳しい状況にある。

県立３病院においては、総務省が策定した「公立病院経営強化ガイドライン」に基づく「公立病院経営強化プラン」としての位置づけを有するよう令和５年度に改定された「第五次県立病院中期計画」（以下、「中期計画」という。）に即し、県立病院の果たすべき役割・機能を明確化・最適化し、診療連携協定の締結による医師派遣・患者の相互紹介など、地域医療機関との機能分化・連携強化に取り組まれたい。

また、こうした取組により病床稼働率を向上させるとともに、高度急性期・専門医療の充実や、新たな施設基準での各種加算の取得をさらに進めることで医業収益の増加に努められたい。

あわせて、薬品、診療材料、医療機器等の購入に係る費用の削減に加え、病院間の医療資源の最適化やＤＸの取組を進めるなど、各病院の理念や使命からなる重点目標や指標の達成に向けて公営企業としての経済性を十分に発揮した効率的・効果的な病院経営に取り組まれたい。

イ　資金不足について

令和２年度まで収益的収支の赤字が継続していたことや、過去の投資に起因する企業債元金償還金が減価償却費を上回る状況となるなど、収支差が増大していることから、資金収支は非常に厳しい状況にある。

ついては、県立３病院の経営に必要な資金を確保できるよう、中期計画における収支計画の達成に努められたい。

また、経営の安定が損なわれないよう、資金収支の状況を注視されたい。

ウ　小児保健医療センターの総合病院との統合について

小児保健医療センター統合後の総合病院の施設整備については、中期計画において方向性が示されたところである。

統合後は、小児患者に対する医療の更なる充実を図るとともに、医療資源の効果的・効率的な活用により診療機能と診療体制を充実・強化することで、子どもから

大人まで安心・信頼・満足の得られる高度専門医療の提供を着実に推進されたい。

また、統合に当たって、小児保健医療センターの利用者はもとより、県民の理解も一層深まるよう、引き続き説明責任を果たされたい。

エ　安定的な医療体制の確保について

長期にわたって安定した医療サービスを提供するためには医師および看護師等の確保が不可欠である。

医師については、確保に努力され３病院全体での職員定数は充足したものの、精神医療センターにおいては依然として医師が不足しており、外来診療において長期間にわたる診療待ちが発生するなど深刻な状況が続いている。医師不足は、患者数の減少に直結し、医業収益の落ち込みにつながることから、経営面においても医師確保の早急な対応が求められる。

また、看護師についても、病院全体では依然として現員が定数を下回る状況にあることから、引き続き計画的に必要な人材の確保に取り組まれたい。

オ　収入未済解消に向けた取組について

患者自己負担金の収入未済額は、令和５年度、６千２百万円と、前年と比べて３百万円増加している。収入未済の解消に向けて、直接徴収と外部委託を適切に組み合わせ、効果的に取り組まれたい。

また、クレジットカード決済は、患者の利便性が向上するとともに、負担金の回収が確実であることから、患者への周知を図り、更なる利用拡大に努められたい。

## 4　工業用水道事業

工業用水道事業は、彦根工業用水道事業および南部工業用水道事業の２事業からなっている。

### (1) 事業の概要

令和５年度は、２事業において受水企業 58 社を対象として給水し、契約給水量は、29,169 千㎥（日平均 79,697 ㎥）で、ピーク時である平成 13 年度の 39,657 千㎥（日平均 108,650 ㎥）に比べ減少傾向にあった中で、前年度から 271.7 千㎥（0.9%）の増加となった。実給水量は 18,272 千㎥（日平均 50,198 ㎥）で、平成 12 年度の 29,167 千㎥（日平均 79,911 ㎥）をピークに減少傾向にあり、前年度から 202 千㎥（1.1%）の減少であった。

経営状況は、彦根工業用水道事業では、事業収益１億８千万円に対して事業費用１億６千１百万円で、純利益は１千８百万円となった。南部工業用水道事業では、事業収益９億３千２百万円に対して事業費用７億５千５百万円で、純利益は１億７千６百万円となった。

この結果、２事業合計で、事業収益 11 億１千２百万円に対して事業費用９億１千７百万円で、当年度の純利益は１億９千５百万円となり、前年度比１億２千１百万円（165.3%）の増加となった。

### (2) 審査の意見

今後の工業用水道事業の経営に当たっては、令和３年３月に策定された「滋賀県企業庁経営戦略」（以下「経営戦略」という。）（令和３年度～令和 12 年度）に即して、着実な事業の進行管理を行われるとともに、琵琶湖を水源とした安全で良質な水を安定供給する公営企業としての使命を果たすため、引き続き経営の合理化・効率化に努めるとともに、以下の諸点に積極的に取り組まれたい。

ア　収益の確保について

リサイクル水の利用など水利用の効率化や節水意識の高まりにより企業の水需要が減少傾向にあることから、平成 28 年度より新規受水および増量時の負担軽減制度を導入するなど対策を講じてきたところである。

また、令和５年度は、令和４年度に引き続き、商工観光労働部が設置する産業立地サポートチームの一員として、情報収集等に取り組まれたところである。また、県内における設備投資の動きが活発化していることから、引き続き、既存受水企業の水需要の動向を把握されるとともに、既設管路周辺における企業の新規受水量に

かかる目標を定め、定期的に企業訪問を行うなど、ＰＤＣＡサイクルにより計画的に取り組み、さらなる収益の確保に努められたい。

なお、令和５年度は、電気料金の高騰による収益への影響は縮小しているものの、今後においても物価高騰が懸念されることから、電力の確実かつ低廉な調達等により、経費削減に努められたい。

イ　持続可能な経営の推進について

施設・設備について、大規模な更新時期を迎えることから、平成 28 年３月に策定された「アセットマネジメント計画」（平成 28 年度～令和 37 年度）に即して、計画的・効率的な更新を実施するとともに、引き続き耐震対策にも計画的に取り組まれたい。

なお、今後も施設・設備の更新に当たっては、$CO_2$ネットゼロ推進のため、令和６年３月策定の企業庁脱炭素ロードマップに沿って、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギー化の推進等に努めるとともに、管路更新に多額の投資が必要となることから、国庫補助金等を有効に活用し、必要な財源を確保しつつ、着実に進められたい。

また、全国的に発生している水道施設の事故事例なども踏まえて、日常における点検の充実・強化など、維持管理の徹底および減災対策に努められたい。

あわせて、持続的な安定経営に向けた料金のあり方について、受水企業と協議を進められたい。

さらに、経営戦略に基づき、今後想定される施設更新などによる業務量の増加を見据えた計画的な人材確保や中堅・若手職員への技術の継承に努められたい。

## ５　水道用水供給事業

水道用水供給事業は、湖南水道用水供給事業からなっている。

### (1) 事業の概要

令和５年度は、８市２町を対象として給水し、契約給水量は 41,527 千㎥（日平均 113,464 ㎥）で、前年度に比べ 113 千㎥（0.3%）の増加であった。実給水量は 46,666 千㎥（日平均 127,505 ㎥）で、前年度に比べ 776 千㎥（1.6%）の減少であった。

経営状況は、事業収益 45 億６千２百万円に対して事業費用 38 億９千万円で、当年度の純利益は６億７千１百万円となり、前年度に比べ３億４千１百万円（103.1%）の増加となった。

### (2) 審査の意見

今後の水道用水供給事業の経営に当たっては、令和３年３月に策定された「滋賀県企業庁経営戦略」（以下「経営戦略」という。）（令和３年度～令和 12 年度）に即して、着実な事業の進行管理を行われるとともに、琵琶湖などを水源とした安全で良質な水を安定供給する公営企業としての使命を果たすため、引き続き経営の合理化・効率化に努めるとともに、以下の諸点に積極的に取り組まれたい。

ア　持続可能な経営の推進について

施設・設備について、令和元年度より耐震対策工事を実施されていた吉川浄水場が令和６年３月に竣工したところである。

今後においても、大規模な更新時期を迎えることから、平成 28 年３月に策定された「アセットマネジメント計画」（平成 28 年度～令和 37 年度）に即して、計画的・効率的な更新を実施するとともに、引き続き耐震対策・危機管理対策にも計画的に取り組まれたい。

なお、今後も施設・設備の更新に当たっては、$CO_2$ネットゼロ推進のため、令和６年３月に策定された企業庁脱炭素ロードマップに沿って、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギー化の推進等に努めるとともに、管路更新に多額の投資が必要となることから、国庫補助金等を有効に活用し、必要な財源を確保しつつ着実に進められたい。

また、全国的に発生している水道施設の事故事例なども踏まえて、日常における点検の充実・強化など、維持管理の徹底および減災対策に努められたい。

さらに、知事部局において、令和４年 12 月に市町等の実施する水道事業について、「水道広域化推進プラン」（以下、「プラン」という。）が策定された。県営で唯

一の水道事業体である企業庁の知見と専門性を発揮し、知事部局と連携の上、プランの実現に向け、積極的に取組を進められたい。

また、令和５年度は、電気料金の高騰による収益への影響は縮小しているものの、今後も物価高騰が懸念されることから、電力の確実かつ低廉な調達等により、経費削減に努められるとともに、今後の水道料金改定にあたっては、関係市町の意向も十分に踏まえながら、持続的で安定した経営が継続できる料金設定のあり方について検討されたい。

加えて、経営戦略に基づき、今後想定される施設更新などによる業務量の増加を見据えた計画的な人材確保や中堅・若手職員への技術の継承に努められたい。

イ　水質管理の強化について

令和元年度には、水道水質検査優良試験所規範（水道ＧＬＰ）認定の更新が認められるなど、日常的に水質管理の強化に取り組んでいる。しかし、ひとたび水道水の異臭事案が発生すると、受水区域の方々の日常生活に多大な影響を及ぼすなど重大な事案につながるおそれがあることから、引き続き、水質管理について、さらに高い安全性の確保と信頼性の維持・向上に努め、安全で良質な水道用水を供給されたい。

# （５）滋賀県土地開発基金運用状況審査意見書

## 第１　審査の種類

地方自治法第 241 条第５項の規定に基づく基金運用状況審査

## 第２　審査の対象

令和５年度滋賀県土地開発基金

## 第３　審査の着眼点

基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、運用が確実かつ効率的に行われているか。

## 第４　審査の実施内容

審査に付された令和５年度滋賀県土地開発基金運用状況調書について、関係諸帳簿および証書類と照合し、関係職員から説明を求めるとともに、既に実施した財務監査（定期監査）および例月現金出納検査の結果も参考にして慎重に審査した。

## 第５　審査の結果および意見

第１から第４に記載のとおり審査した限り、重要な点において、基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、運用が確実かつ効率的に行われていると認められた。

なお、利用計画が不明確なまま保有されている一部の土地については、有効活用について引き続き検討されたい。

## 第６　運用の状況

土地開発基金の運用状況は、次表のとおりである。

（単位：円）

| 区分 | | 令和４年度末現在高 A | 令和５年度中取得高 B | 令和５年度中処分高 C | 令和５年度中増減値 D ＝ B － C | 令和５年度末現在高 E ＝ A ＋ D |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 土地 | 面積 | 325,369.31 ㎡ | 98.08 ㎡ | 0.00 ㎡ | 98.08 ㎡ | 325,467.39 ㎡ |
| | 金額 | 3,085,564,001 | 71,807,920 | 0 | 71,807,920 | 3,157,371,921 |
| 現金 | | 4,550,945,437 | 1,486,848 | 71,807,920 | △ 70,321,072 | 4,480,624,365 |
| 計 | | 7,636,509,438 | 73,294,768 | 71,807,920 | 1,486,848 | 7,637,996,286 |

## （６）健全化判断比率および資金不足比率審査意見書

### 第１　審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項および第 22 条第１項の規定に基づく健全化判断比率等の審査

### 第２　審査の対象

#### １　健全化判断比率

令和５年度における滋賀県一般会計、各特別会計および各公営企業会計の決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類

#### ２　資金不足比率

令和５年度における滋賀県モーターボート競走事業会計、琵琶湖流域下水道事業会計、病院事業会計、工業用水道事業会計および水道用水供給事業会計の各決算に基づく当該事業会計ごとの資金不足比率ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 第３　審査の着眼点

健全化判断比率および資金不足比率ならびにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか。

### 第４　審査の実施内容

審査に付された健全化判断比率および資金不足比率ならびに算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係諸帳簿および証書類と照合し、関係職員から説明を求めるとともに、既に実施した財務監査（定期監査）、一般会計および各特別会計に係る決算審査、公営企業決算審査ならびに例月現金出納検査の結果も参考にして慎重に審査した。

### 第５　審査の結果および意見

審査に付された下記、健全化判断比率および資金不足比率について、第１から第４に記載のとおり審査した限り、重要な点において、健全化判断比率および資金不足比率ならびにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は法令に適合し、かつ正確であると認められた。

なお、今後の財政収支を見通しつつ、社会経済情勢に応じた柔軟かつ機動的な対応をもって、事業の選択と集中、事務の効率化の徹底を図り、財政の健全化に向けて一層の取組を進められたい。

記

## １　健全化判断比率

| | 令和５年度決算に基づく健全化判断比率 | 令和４年度決算に基づく健全化判断比率 | 早期健全化基準 |
|---|---|---|---|
| 実質赤字比率 | － | － | 3.75% |
| 連結実質赤字比率 | － | － | 8.75% |
| 実質公債費比率 | 11.3% | 10.9% | 25.0% |
| 将来負担比率 | 183.3% | 185.8% | 400.0% |

注　実質赤字比率および連結実質赤字比率は赤字額が生じていないため、「－」にて記載

## ２　資金不足比率

| | 令和５年度決算に基づく資金不足比率 | 令和４年度決算に基づく資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|---|---|---|---|
| モーターボート競走事業会計 | － | － | 20.0% |
| 琵琶湖流域下水道事業会計 | － | － | |
| 病院事業会計 | － | － | |
| 工業用水道事業会計 | － | － | |
| 水道用水供給事業会計 | － | － | |

注　資金不足が生じていないため、「－」にて記載

## （７）滋賀県事務適正化（内部統制）評価報告書審査意見書

### 第１　審査の種類

地方自治法第 150 条第５項の規定に基づく内部統制評価報告書審査

### 第２　審査の対象

令和５年度滋賀県事務適正化（内部統制）評価報告書

### 第３　審査の着眼点

知事が作成した評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか。

### 第４　審査の実施内容

審査に付された令和５年度滋賀県事務適正化（内部統制）評価報告書について、関係諸帳簿および証書類と照合し、関係職員から説明を求めるとともに、既に実施した財務監査（定期監査）その他の監査等によって得られた知見に基づき慎重に審査した。

### 第５　審査の結果および意見

審査に付された令和５年度滋賀県事務適正化（内部統制）評価報告書について、第１から第４に記載のとおり審査した限り、重要な点において、評価手続および評価結果に係る記載は相当であると認められた。

なお、再発防止に向けた取組が全庁的により実効性のあるものとなるよう、内部統制制度に係る不断の見直しを行われたい。

### 第６　備考

特段記載すべき事項はない。

## （８）住民監査請求および監査結果の概要

令和５年度に受け付けた住民監査請求の処理結果は次のとおりである。

| | 請求日 | 請　求　の　内　容 | 結果通知日 | 処理結果 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 令和６年３月21日 | 滋賀県青年会館子ども一時保護場所借上料にかかる損害賠償等を求める請求 | 令和６年５月15日 | 棄却<br>（一部却下） |

令和６年度における住民監査請求の状況および処理結果は次のとおりである。

| | 請求日 | 請　求　の　内　容 | 結果通知日 | 処理結果 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 令和６年11月22日 | 滋賀県福祉用具センターの県有財産の売却に係る損害賠償請求を求める請求 | 令和７年１月16日 | 棄却 |

**住民監査請求および監査結果の概要**

１　滋賀県青年会館子ども一時保護場所借上料にかかる損害賠償等を求める請求

請　求　日　令和６年３月 21 日

結果通知日　令和６年５月 15 日

**請求人の主張**

県は（一財）青年会館に対して、令和４年度新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）対策に係る子ども一時保護場所の借上料として、総額 1,095 万円の支払いを行っている。

①令和４年度は実際に子どもを一時保護した実績はなく、契約期間中（令和４年４月１日から令和５年３月 31 日まで）借上げた宿泊施設および会議室を全く使用していないにもかかわらず、また、契約書第４条で「予約をした日数（中略）に乗じて」使用料を支払うと規定されているにもかかわらず、1,095 万円を支払ったのは違法である。

② 前年度までの一時保護の実績を踏まえれば、令和４年度は必要になったときに借上げる方式に契約を見直すべきであり、また会議室まで借上げる必要はない。契約期間中、県の都合でいつでも解約でき、また必要な日数のみを予約することも可能であった。そうした行為をせず本件契約を締結・継続した県の判断は誤りであり、違法・不当である。

以上のことから、県が支出した1,095万円について、知事および関係職員に対する損害賠償請求等の措置を求める。

**監　査　結　果**　（棄却、一部却下）

①本件契約は、コロナによる家族の入院等により一時保護が必要になった子どもの生活環境を整備することを目的に、契約期間全体を通じ対象施設全てを借上げ、その対価としての使用料を支払う内容の契約であったと推認できるため、結果的に子どもを一時保護した実績はなかったとしても、県が契約期間中1,095万円を支払ったことは違法ではない。

②コロナ対策に係る子どもの一時保護事業の一環として、どのような内容の契約を締結し、どの程度の期間継続させるかについては、県の政策的判断であり裁量権が認められる。

令和４年度当時の県内の感染状況、医療体制のひっ迫状況、病床等の確保状況、感染症法上の位置付け等を踏まえれば、前年度までと同様、依然として受け入れ対象となる子どもが発生する可能性は否定できない状況にあった。

そのような状況に鑑みると、在宅での生活が困難となった子どもの最終的なセーフティネットの機能を確保・維持するために本件契約を締結・継続した県の判断について、裁量権の逸脱または濫用があったとは認められず、違法・不当ではない。

住民監査請求および監査結果の概要

1　滋賀県福祉用具センターの県有財産の売却に係る損害賠償請求を求める請求

請　求　日　令和６年11月22日

結果通知日　令和７年１月16日

**請求人の主張**

職員Ａが福祉用具センターにある工作機械等を用いた改造製作業務（以下「当該業務」という。）を行うための備品31点を処分する決定（以下「本件物品処分決定」という。）をしたことは以下により、違法である。

①　滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例（以下「本件条例」という。）第２条第５号は「福祉用具に係る利用者の相談に基づく改造および製作ならびに技術の開発」とされ明文規定内容および本件条例の制定過程から当該業務は義務である。

②　本件物品処分決定により工作室において当該業務が行えない状況は、本件条例第11条第２項第２号の福祉用具センターの効用を最大限に発揮させるという趣旨に反する。

③　本件物品処分決定の必要性・合理性が認められない。また、適正な対価なくこれを譲渡してはならないとする地方自治法第 237 条第２項に反する。

以上のことから、県は調査の上で、本件物品処分決定によって、県に生じた損害について、職員Ａに対し損害賠償請求を行う措置を求める。

**監　査　結　果**　棄却

①　本件条例第２条第５号の規定は、福祉用具センターが行う業務の範囲が示されているのみで、当該業務を行う旨は明記されておらず、条例の制定過程においても当該業務を義務付けているとは認められない。

②　本件条例の規定が当該業務を義務付けていない以上、福祉用具センターの効用が最大限に発揮されるために必ずしも工作機械等を用いる必要はなく、現在の工作室や工作室の備品の活用状況を踏まえれば、工作室において当該業務ができない状況が、本件条例第 11 条第２項第２号の趣旨に反しているとは認められない。

③　当該業務の実績件数は平成 19 年度以降減少しており、介護保険法の施行による福祉用具の多様化や製造業者による対応の充実など、社会情勢の変化により、今後も当該業務を行う必要性が低いと認められる。

また、福祉用具センターの作業療法士が、心身の状況や使用環境を評価し、関係機関へ、つなぐことで十分な対応が行えている。

こうした状況から本件物品処分決定については、耐用年数も十分に考慮した上で行っていることも踏まえれば、本件物品処分決定は県の裁量の範囲内といえる。

また、廃棄にあたってはまず売却を検討することが基本であるとする県の方針や手続に沿って備品 31 点の売却をしていること、備品 31 点は減価償却資産の耐用年数を超え、これまでの期間において継続的に使用された結果、これらの備品が減耗していることは容易に推察でき、メンテナンスを行えば使用可能であったとしても現在の資産としての価値は社会通念上著しく低いと思料されることから地方自治法第 237 条第２項に反しない。

以上より、本件物品処分決定について請求人のいう違法性は認められない。

# 資　　料

## （１）財政的援助団体等の監査実施団体選定指針

平成　５年１１月１９日制定
令和　２年　７月２８日改正

地方自治法第１９９条第７項の規定により、滋賀県監査委員が実施する財政的援助団体等の監査の対象団体の選定基準は次のとおりとする。

１　監査対象団体の選定除外団体

別表１に定める団体は監査対象団体の選定除外団体とする。

（別表１）選定除外団体

（平成２８年　８月）

| 選　定　除　外　団　体 |
| --- |
| 市町（一部事務組合を含む） |
| 単独費にあっては１件が１，０００万円未満の財政的援助を受けている団体 |
| 国庫補助費にあっては１件が３，０００万円未満の財政的援助を受けている団体 |

２　監査実施団体および頻度の選定基準

監査実施団体は、別表２の監査実施団体選定基準を満たすもののうちから定期監査の結果、監査日程等を考慮して選定するものとする。

なお、定期監査等の結果、その他諸般の事情等から必要に応じ、監査委員の協議によって監査の周期、または別表１に定める団体に関係なく監査を実施するものとする。

（別表２）

財政的援助団体等の監査実施団体選定基準

（令和２年　７月）

| 監　査　実　施　団　体　の　区　分 | | 監 査 実 施 周 期 |
|---|---|---|
| 出資団体 | 県が１／２以上出資している団体で、その事業規模が７億円以上の団体 | １回／２年 |
| | 県が１／２以上出資している団体で、その事業規模が３億円以上７億円未満の団体 | １回／３年 |
| | 県が１／２以上出資している団体で、その事業規模が３億円未満の団体 | １回／５年 |
| | 県が１／４以上出資している団体で、上記以外の団体および地方自治法施行令第１４０条の７第２項に規定する法人 | 随　　時 |
| | 地方独立行政法人 | 随　　時 |
| 補助金等交付団体 | 国庫補助事業にかかる補助金等交付団体（１件あたり3,000万円以上） | 随　　時 |
| | 県単独補助事業にかかる補助金等交付団体（１件あたり1,000万円以上） | |
| 公の施設の管理を行わせているもの（指定管理者） | | 随　　時 |

## （２）外部監査制度について

地方分権の進展に伴い、地方公共団体には自己決定と自己責任の徹底が求められ、従来の国のチェックに代わる、地方公共団体におけるチェック機能を十分に強化する必要があった。また、平成７年頃から大きな問題となった地方公共団体における不適正な予算執行の問題は、地方公共団体に対する国民の信頼感を著しく損なうものとなったことから、制度的に何らかのチェック機能の強化が必要とされた。

これらを背景として、平成９年２月、第２５次地方制度調査会の「監査制度の改革に関する答申」が出され、これに基づき、「外部監査制度」創設を主たる内容とする地方自治法の改正が平成９年６月４日に公布された（平成１０年１０月１日施行）。

本県においても、「滋賀県外部監査契約に基づく監査に関する条例」（平成１１年滋賀県条例第７号）が制定され、平成１１年４月１日から外部監査制度が実施されている。

| 年度 | 包括外部監査人 | テーマ |
|---|---|---|
| H11 | 八幡　知行氏<br>（公認会計士） | ①退職手当<br>②特別会計（１２特別会計） |
| H12 | 同　上 | ①病院会計（３病院）<br>②公社会計（土地・住宅） |
| H13 | 同　上 | ①企業庁<br>②県立の文化施設（近代美術館、びわ湖ホール、文化振興事業団、琵琶湖博物館、陶芸の森） |
| H14 | 平居　新司郎氏<br>（公認会計士） | ①公有財産（特に土地）の取得、処分および管理<br>②物品の取得、処分および管理 |
| H15 | 同　上 | ①健康福祉部における補助金・委託料<br>②社会福祉事業団・社会福祉協議会 |
| H16 | 同　上 | ①滋賀県造林公社・びわ湖造林公社<br>②人件費 |
| H17 | 大橋　弘美氏<br>（公認会計士） | ①農政水産部における補助金・委託料・工事請負費<br>②滋賀県道路公社 |
| H18 | 同　上 | ①滋賀県の下水道事業<br>②滋賀県下水道公社 |
| H19 | 同　上 | ①教育委員会の各事業及び各施設<br>②滋賀県の病院事業 |
| H20 | 西村　　猛氏<br>（公認会計士） | ①県出資法人の財務事務の執行について |
| H21 | 同　上 | ①滋賀県の環境行政に関連する事務事業について |
| H22 | 同　上 | ①滋賀県健康福祉部における障害者施策関連事業について |
| H23 | 遠藤　尚秀氏<br>（公認会計士） | ①　インフラ資産及び庁舎等の建設・維持管理について |
| H24 | 同　上 | ①商工観光労働部が所管する事務事業の執行管理及び出資団体等の経営管理について |

| | | |
|---|---|---|
| H25 | 同　上 | ①特別会計・地方公営企業・地方公社の財務事務の執行及び経営管理について |
| H26 | 村尾　愼哉氏<br>（公認会計士） | ①高等教育機関における財務事務の執行について |
| H27 | 同　上 | ①文化芸術・スポーツにかかる施設の財務事務の執行および管理運営について |
| H28 | 同　上 | ①試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について |
| H29 | 西野　裕久氏<br>（公認会計士） | ①委託契約に関する財務事務の執行について |
| H30 | 同　上 | ①県立病院の財務に関する事務の執行について |
| R元 | 同　上 | ①情報システムに関する財務事務の執行について |
| R２ | 野口　真一氏<br>（公認会計士） | ①観光施策（関連する施策を含む）に関する財務事務の執行について |
| R３ | 同　上 | ①教育に関する財務事務（主に学校教育に係るもの）の執行について |
| R４ | 同　上 | ①農政水産部に関する財務事務の執行について |
| R５ | 尾仲　伸之氏<br>（公認会計士） | ①環境に関する財務事務の執行について |
| R６ | 同　上 | ①債権管理（県税に係るものを除く。）に関する財務事務の執行について |

# 滋賀県の監査２０２４

（令和６年４月１日～令和７年３月３１日）

［発　行　　令和７年４月］

滋賀県監査委員事務局

滋賀県大津市京町四丁目１番１号　　〒５２０－８５７７

電話　　０７７－５２８－４４６２

FAX　　０７７－５２８－４９７１

E-mail　ｋａｎｓａ＠ｐｒｅｆ．ｓｈｉｇａ．ｌｇ．ｊｐ

ホームページアドレス

https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/kenseiunei/kansa/

滋賀県　監査